

第 I 部 林業経営形態の研究

第 I 章 序 説

林業経営とは、林業生産を継続的に行うところの、組織的な経済単位である。

ここに林業生産とは、林業における生産過程の実現をいう。これは、林地または森林を対象として、労働やいろいろの資本財をさらに用い、それらの価値を消耗して、林木蓄積の成長をうながし、生産物としての林木または木材その他の林産物を得、あるいはこれを販売することである。このような林業生産は、農家、林業家、商人、会社、組合、さらに国家や地方公共団体などのような、個別経済によつて行われる。この場合この林業生産が独立の生産部門として組織づけられ、経済単位として継続的に生産事業が行われる場合、その組織を林業経営、厳密には林業経営体といい、その経済主体を経営主体または経営者という。

したがつて、経営形態（Betriebsformen）とは、一般に、継続的な生産の組織体であるところの経営体としての、経営の種類ないし様式をいう。

この経営形態は、各種産業間、もしくは同一産業内でも、適当な標識を用いて区分することができる。たとえば各種産業における経営形態の分類につき、次のような方法が用いられよう。

(1) 生産過程の相違

価値抽取経営 自然より原材料を獲得するもので、原始生産部門がこれに当る。

価値給付経営 加工生産部門をいう。

(2) 自然と消費者との間の財ないしサービスの位置の相違

原始生産経営、加工経営、商業経営などと区別される。

(3) 経営の移動性

定着経営 土地産業に関する。

半定着経営 工業経営が主としてあたる。

移動経営 漁業、牧畜、簡易製材、木材生産業などである。

(4) 生産物の種類

財生産経営 普通の物質的財貨を生産する。

用役給付経営 学校、図書館、輸送事業のようにサービスすなわち用役財を生産する経営。

これらの標識にもとづいた場合、林業経営が価値抽取、原始生産、定着、財生産を主たる性質としていることは、見やすい。ただし、保安林の経営ではその無形的効用を問題とするかぎり、用役給付経営である。また、この生産物の主要な種類は具体的にその産業経営を特徴づける。林業経営が林木などの林産物をおもな生産対象物とするため、農業経営とことなつた生産方法や生産組織をもつことが理解される。

林業内部における経営形態の分類も、従来多少行われているが、生産技術、組織技術の相違に基礎を置く区分が重んぜられてきた。作業種、更新方法、造林撫育方法、伐期令などが、生産目標たる樹種、材種により異なつて用いられ、さらに保続作業か間断作業かにより経営形態の相違をもたらしめたとされた。また林業経営の場合、その森林の構造が、経営の目標や成果にかなりの影響を及ぼすことがあるから、その物的組織が重要な意味をもち、したがつて、その組織づけに関する技術が、経営の属性として形態分類

の一つの基礎となるのはいうまでもない。

しかし本論においては、形態分類の基礎をできるだけ経営の経済的性質の理解におく。また組織体としての技術を取り扱う場合でも、できるだけ経済に関係のある側面から、その性質を検討する。このような趣旨から経営形態を、次の各章に分けて論ずることとする。

- 第1 経営の経済的形態による分類
- 第2 経営の企業形態による分類
- 第3 経営の諸属性にもとづく諸形態
- 第4 経営の規模および位置の差による諸形態

まず、第一に経営自体はすべて経済性の原理にしたがつて、組織運営される。しかし、この経済性は本来組織支配の原理であり、したがってさらに、経営自体に課せられる価値目標のいかんにより、若干こととなる規定をうける。このことは、歴史的に経営生産の動機の変化にともない、経営の合理性の概念が相当に変化していることから知られる。さらに現在の資本主義経済下においても、経営の経済性を規定する上位価値目標にいろいろのものがあることが考えられる。それはとくに所有の性質から生ずる。これらの価値目標すなわち経済目標の相違が経営の経済的形態を分類する基礎となる。これは経営の形態として、最も基本的な区分である。

第二に経営は、その所有の細部の形態と出資の内容、およびそれらと経営指揮との関係のいかんによりその経済機構の上での相違を生じ、それぞれ経営形態上に特徴をもたらす。これらの性質にもとづく諸形態は、法律上各種の会社形態として規定されているもののほか、組合や公企業をも含め、一般経営学において、企業形態として論ぜられている。したがってこれらの諸形態が、林業経営において示す性質を述べる。

経営の経済的形態も、企業形態も、等しく経営の経済的性質の相違による分類であるから、これを経済的形態としてまとめることもできるが、企業形態なる用語が一般的であり、かつ統一的に記述しうるところから、これを別の章に分けた。1. はより経営に近いので、さきにのべたが、2. はその基礎を示すともいえる。したがって、内容的には同一種類の経営形態を、2つの章に再述することとなるが、それぞれ視角を異にしており、両者相合して、林業経営の経済機構上の性質が理解されよう。

経済的性質にもとづく諸形態の分類は、必ずしも林業経営に特有のものではない。しかし3. に取り上げる技術的組織体としての林業経営体の属性としては、林業生産の固有の性質が示される。

まず生産物の種類が、適地、作業種、更新方法、伐期令などについて、ある程度の区別を生ぜしめる。しかしこれら生産技術の相違により、物的組織としての森林の構造も異なってくることとなる。

この物的組織は、人的組織である管理組織とともに、それ自体経済性の原則に導かれながら、経営に組織づけられ、運営される。しかし、その場合でも、とくに経済的目標などが経営に固着して、経営に異なつた生産の態様を示させることとなる。それは、長期的におのずから定まってくる林産物の処分方法と、それにもとづく林地および林木蓄積の用途区分、労働集約か資本集約かという生産財投下上の相違、および継続的組織体としての資本維持上の方針の変化など、となつてあらわれる。これらの分類は、林業経営の組織（運営）技術に関する性質を示すものである。

したがって、経営の諸属性にもとづく諸形態の章では、生産物の種類、林産物の処分方法、生産技術、管理組織、林地および林木蓄積の用途、生産財投下組合せ上の相違、管理組織および資本維持の程度（生

産の継続性)の各節に分けて、分類を行う。

4. には、経営規模および経営立地の差による諸形態を述べる。この両者は経営を中心として見れば、ともに経営の属性でもあり、したがって、3. に合わせて取り扱うことができる。しかし、現実はこの両者は、経済的目標のみでなく、企業形態とも密接な関係があり、また3. の諸属性のあらわれ方にも大きな影響を与えているところから、一つの章にまとめた。また意図するところは、この章において、1. なし3. に述べた諸形態をさらに整理し、規模および立地と関係づけてみようとするにある。

第Ⅱ章 林業経営の経済的形態

第Ⅰ節 経済的形態の歴史的変化

これは、経営形態の変化を、生産活動の動機の変化から、理解しようとするもので、したがって経営の発生形態学的分類といふことができる。

カール・ビュツヒャー* は、古代からの経済発展の段階を区分するのに、生産者から消費者に財貨が到達するまでの、距離の長短を考え、これを3段階としているが、それぞれの時代に特徴的な生産の形態をあわせて示している。

* Karl Bücher: Die Entstehung der Volkswirtschaft

- (1) 封鎖的家内経済時代—家内経済的生産
- (2) 都市経済時代—職人的生産
- (3) 国民経済時代—資本家的生産

このような時代区分による経済発展の段階は、わが国でも認められるところである。以下では、各時代に応ずる林業生産の発達を概観しながら、それぞれの時代の生産形態の特質を述べる。

第1. 封鎖的家内経済時代

産業としての林業は、もつともおくれて発達したと見られるが、森林産物の使用消費は、いわば人類の歴史と同様に古い。原始人は原生林の中で、鳥獣その他の動物の捕獲や樹実草の採取により、手から口への生活を営んだが、道具として最も早くから用いられたのが木竹類であつたであろう。火の使用とともに薪材が用いられ、知識のすすむにつれ、木製器具も一般的となり、さらには木造建築も行われるようになった。人口の増加とともに、用材や薪材の消費量がふえ、便利のよい地方の森林は伐採され、また一部は農耕のため焼き払われ姿を消していった。便利のよい地方の森林が不足するようになると、河川湖海を利用して、漸次奥地および遠隔地の森林が択伐または皆伐された。この伐採されたあとが、自然に森林となつたものを、天然林という。わが国では氏族経済の時代である。

年月の推移につれ、漸次天然林が増えたが、とくに用材樹種は他の樹種に圧せられて、十分に育たず、一方奥地の森林から伐出するには非常に手間がかかるので、中世の社寺や豪族は、これらの用材樹種を人工で育成するようになった。その目的は、自家の経済に必要な木材を準備することであつた。この時代武士の勃興につれ、森林は狩猟の場として、また焼き払われて放牧にも用いられた。ヨーロッパでは林内放牧が盛んとなり、ナラ、カシワなどの樹林が尊重された。

この時代の特徴的な家内経済的生産は、外部の経済とは独立して、家族の生活上直接必要な財貨の生産のために、行われるものである。その生産過程は次の表式で示される。

$$W \left\{ \begin{matrix} A \\ P_m \end{matrix} \right. \cdots \cdots P \cdots \cdots W' \left\{ \begin{matrix} A' \\ P_m \end{matrix} \right. \quad (1)$$

すなわち、家族および奴婢の労働 A と、その他の生産手段 P_m を用いて、生産 P を行い、必要な財貨 W' をうるものである。なお P_m は生産手段の消耗分を示している。これはいわゆる自給生産であつて、経済単位としては、毎年生活に必要な消費財 A' と消耗された生産手段の補填分とを、自己の経済内で生産してゆく。表式(1)の全過程がいわゆる経済循環の過程で、その中 $W \cdots P \cdots W'$ が生産過程である。歴史的に人口増加につれ $W < W'$ $A < A'$ の傾向が見られるが、この生産形態では、必然的ではない。

この時代の林業は、前述のごとく、まず氏族などの大きな経済単位の衣食住に必要な資料、つまり樹実、山菜、鳥獣、樹皮、用薪材などの無機的生産よりはじまるが、豪族などの自給用材備林においてこの表式(1)の意味での、有機的生産も行われるようになる。

第2. 都市経済時代

都市経済の発達につれ、人権の自由などの社会制度的事情の新展開をみ、人口の増加、慾望の増進、技術の発達などが相まつて、しだいに分業的な経済社会が形成され、経済単位は分解して小規模となり、貨幣による商品の取引が拡がつていった。すなわち商人の資本蓄積の進行につれ、都市経済がおこり、いろいろな商品が売買交換されるようになると、林産物の一部も販売されるようになった。

わが国では、この頃近世封建時代がはじまる。この頃には森林の伐採がすすみ、水源が涸れたり、水害が増加してきたので、領主は森林の伐採を一部禁止したり、制限したりする一方、水源涵養や水害防止に役立つ林地に人工造林を自ら行い、あるいは領民に奨励した。これは当時の農業のための広い入会林野とともに、家内経済時代無機的生産林業が経済単位の自給生産に役立ったと同じ意味で、地方経済または領域経済の維持に役立つものであつた。しかし、保安のための造林地も、成林のあかつきには、多く用材として使用または販売され、領主および一部領民の家計をうるおした。さらに、採取可能な原生林がますます減少し、一方天然林の蓄積が乏しい状態では、一般の用材や薪炭材の需要を充たし得ず、そのため林産物の価格が騰貴し、それに刺戟されて、山村では部落や個人でも造林するものを生じた。この結果、それまで領主有および部落有の林野が主であつたが、新たに個人有林野も増加することとなる。

都市経済時代には、一般に手工業の発達につれ、職人的生産が行われた。これは生産者が、主として自己、家族や徒弟などの労働を用いて、生活維持のため商品生産に従事するもので、この生産過程は次の表式で示される。

$$W \left\{ \begin{matrix} A \\ P_m \end{matrix} \right. \cdots \cdots P \cdots \cdots W' - G - W'' \left\{ \begin{matrix} A' \\ P_m \end{matrix} \right. \quad (2)$$

自家および徒弟の労働 A と生産手段 P_m を用いて生産し、生産物 W' を得て、これを販売し、その代金 G で消費財 A' と生産手段の補填分を購入し、これを次の生産期間の生活費と生産の用にあてる。なお P_m は生産手段一切を示すのでなく、その消耗分を示している。

この生産活動の本質は、自家労働の継続的利用により商品生産を行い、生活に必要な財貨を獲得するにある。したがつて資本主義経済におけるがごとく、経済価値 G を極力蓄積しようとするものではない。これは、いわゆる単純商品生産の段階である。これを支配する原理が後述する生業の原理である。

なお、この場合、商品生産と自給生産の両部門をもつ経営では、次の表式のように、生産と経済循環が行われる。

$$W \left\{ \begin{array}{c} A \\ P_m \end{array} \right\} \dots P \dots W' \left\{ \begin{array}{c} W'_1 \text{ (自給部分)} \\ W'_2 \text{ (商品部分)} \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{c} A'_1 \\ P_{m'_1} \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{c} A'_2 \\ P_{m'_2} \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{c} A' \\ P_{m'} \end{array} \right\} \quad (3)$$

林業関係では、当初とくに無機的生産部門で、広くこのような生産形態がとられた。わが国でも、木地屋の櫛櫛を用いての生産、また部落民が共同で木材や木炭の生産に従事したときは、その例である。その場合 (2) 式は商品生産の過程だけを見た場合で、(3) 式は自給用の薪材、用材その他の副産物の採取をも見込んだ場合となる。なおこの両式で、 W' は W より大きくなることも、小さくなることもありうる。しかしこの時代では、生産の動機が生計の維持にあるのだから、 W' が急激に W より大きくなることは少なく、むしろ商業における問屋制度の発達のため、 W'_2 の交換しうる W''_2 の量が抑えられ、単純生産か、ないしは W' が W より小さくなる縮小再生産の過程を迎える場合が多かった、と考えられる。

また前述のように、この時代、森林資源は漸次減少し、そのため有機的の生産を必要とする地域が拡大してゆき、そのような地域に、林業経営が行われるようになる。当初封建領主自体の所有山林に (3) 式の形で行われたが、なお部落での林業の有機的の生産の過程では、漸次林木蓄積資本の喰い込みとなる一方、生計維持のため林地の売却すら行われる場合も少なくなかった。この過程を循環表式で示すと、次のごとくになる。ただしこの表式では、資本の喰い込みを示すため P_m は生産手段総額を示すこととし、なお自給部分の表式はこれを省略した。

$$W \left\{ \begin{array}{c} P_m - P_{m_1} \\ A \\ P_{m_1} - G - W_0 \end{array} \right\} W_1 \dots P \dots W' \left\{ \begin{array}{c} P_m - P_{m_1} \\ W_1 - G - W'_1 \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{c} P_{m'_1} \\ A' \end{array} \right\} = P_m - P_{m_1} + P_{m'_1} \left\{ \begin{array}{c} P_m - P_{m_1} + P_{m'_1} - P_{m'_1} \\ P_{m'_1} - G - W'_0 \end{array} \right\} = A \quad (4)$$

部落民は生産期間での生計に窮迫し、土地および林木資本自体 P_{m_1} を売却して、生活費 A にあて、残余の資本と労働により生産を行い、総資本 W' を得るが、そのうち本来林木成長量に应ずる生産物 W'_1 の販売により得られる W''_1 では、次の生産期間の生計を維持できないので、ふたたび資本 $P_{m'_1}$ の売却を行い、残余の資本で生産を継続する。その場合普通は $P_{m'} < P_{m'_1}$ であるから、縮小再生産の過程である。一方部落民の手を離れた林地や森林には、これを獲得した地主や商人により、さらに資本が投ぜられ、有機的の生産が行われるようになる。

なおこの時代の生産の一つの特質は、いわゆる注文生産が多かったことである。これは次の国民経済時代の主要な生産の販売領域における特徴を示す市場生産に対するものである。すなわち市場がせまく生産物の需要者が限られており、この特定需要者の注文に応じて生産を行う。したがって、需要者の態度により生産が左右され、生産過程それ自体が自由に発達することができない。とくに林業の無機的生産の場合、都市需要との中間に、封建的勢力や木材商人が、注文者として介在することが少なくなかった。また有機的の生産においても、領主が貢租代りに植林を行わせたがとき、また部分山や借地林業の形で、資本の所有者が部落の林業を支配したがときは、この注文生産の性質をもつと考えられる。

第 3. 国民経済時代

現代は国民経済の時代である。ここでは、市場の不特定の需要に対し生産が行われる。市場生産である。いちじるしく分業が発達し、すべての財貨は商品となり、企業的に生産され、それが消費されるまでには、幾段かの経済の手を経なければならない。したがって、この時代は商品生産、もしくは財貨の流通の時代といわれる。これが、国民経済といわれるのは、このような経済発展の段階が、近代的国民国家の

成立とともに現われてきたからである。

この時代の展開は、わが国でも明治維新以降の資本主義の発達と時を同じくする。この資本主義経済の特徴は、私有財産制度を基礎とし、市場を対象として、いわゆる資本制商品生産が行われることである。この種の生産の形態が資本家的生産であり、このような生産の行われる場がいわゆる企業であり、貨幣資本を利用して、労働および生産手段を購入し、貨幣的営利を追及するものであり、その生産過程は次の表式で示される。

$$G - W \left\{ \frac{A}{P_m} \cdots \cdots P \cdots \cdots W' - G' (G + g) \right. \quad (5)$$

この資本家的生産は、貨幣資本 G を用いて、生産財を購入し、生産 P を行い、生産物 W' を販売して得られる貨幣 G' と当初の投下資本 G との差、つまり利潤 g をできるだけ大きくしようとつとめる。

この種の生産経営で、拡大再生産が行われる場合は、次の表式で示される。

$$G' \left\{ \frac{G - W}{g \left\{ \frac{g_1 - W_p}{g_2 - W_k} \right\}} \right\} \left\{ \frac{A}{P_m} \cdots \cdots P \cdots \cdots W'' - G'' \right. \quad (6)$$

ここでは利潤 g の一部 g_1 が、生産財 W_p の購入に用いられ、いままでより生産要素量は大となり ($W < W + W_p$)、拡大再生産により、より多くの商品が生産される。一方 g_2 は資本家の生活資料 W_k の購入にあてられる。

しかし、林業経営では、今日でも、後述するがごとく、純粋に資本家的経営と考えられるたぐいのものが少なく、会社企業の一部にそれに近いものを見るにすぎない。しかし貨幣資本より出発し、いつたん林業の会社企業が成立した場合、利潤率は低くても比較的確実に利潤が得られる利益があり、また価格騰貴の趨勢にある時代には、名目資本に対する利潤率は必ずしも低くない。この種の生産経営では、(5) または (6) の表式が生産が行われる。

さらに林業生産の性質や森林所有の状態から、今日でもいろいろな生産形態が併存している。まず表式 (1) の自給生産も、林業経営の一部門あるいは農業経営での林業生産部門——これを林業の準経営という——として、自給資料の獲得のため、相当面積にわたり行われている。その資料の中には、燃料や用材のほか、飼肥料、果実、菌蕈なども含まれる。これらは、農用林、自家用林、農業用林野などと呼ばれている。

しかし、今日では商品生産を行う林業が、主要部分を占めている。この種の経営や準経営でも、とくに個人所有林は、ほとんど先祖伝来の森林を対象とし、資本計算にもとづく事業を行わないところから、その生産過程は、むしろ (3) の表式に近い。とくに京都北山地方や能登半島地方のごとき特色ある林業地で、比較的小面積の林地に、多量の自家労働を投じ、有機的生産を行い、生活資料をえている経営は経済的精神において中世のものではないが、生産形態としては職人的生産に近い。すなわち生産の意図は、生産物の販売によつて必要な生活資料をうるにあり、資本の無制限の蓄積にあるのではなく、また希望しても得らるべくもない。

ただし個人所有林でも経営規模が大きくなると雇傭労働が多量に必要となるので、表式は (3) と若干ちがつた形になる。

$$W \left\{ \frac{A}{P_m} \cdots \cdots P \cdots \cdots W' \right\} \left\{ \begin{array}{l} W'_1 \text{ (自給部分)} \\ W'_2 \text{ (商品部分)} \end{array} \right\} \left\{ \frac{W'_1 a}{W'_p} - \frac{W'' a}{W''_p} \right\} = \text{家計費} \quad (7)$$

すなわちここでは、森林所有者＝経営者の生産経済と消費経済とが分離し、労銀が経営者の家計費とは別個に支払われる形態となる。なお期初の W に比し、 W' の方が大きいのはもちろんである。またこの表式では期初と期末の生産資本が等しく W である場合を示したが、生産資本処理の方針により、また経営の規模により、期末の W が期初より大きくなる場合も少なくない。

これらの経営が、家計充足経済的经营形態に属することは、後述する。

わが国の林業においては、国有林経営が重要な位置をしめしている。今日特別会計制度により、かつ企業会計の原則にもとづこうとしている所からいえば、ここでは (5) の表式による資本家的生産方法がとられているようである。しかし、国有林経営が、国民経済内でもつとも生産力の低い林業部門を強化し、長期的に国民経済への貢献の度合を高めてゆこうとする以上、資本家的生産における営利は直接の問題でなく、また名目的な貨幣資本ではなくて、実物資本の維持および増加が、長期的な目標となりうる。この点から表式を示せば、次のごとくである。

$$\begin{array}{c} Pm_0 \\ \parallel \\ G \end{array} \left\{ \begin{array}{l} W_0 - \left[\begin{array}{l} g - \text{国庫へ} \\ G_0 - W'_0 \end{array} \right] \left\{ \begin{array}{l} A \\ Pm'_0 \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{l} A \\ Pm_{+1} \end{array} \right\} \cdots P \cdots Pm_1 \left\{ \begin{array}{l} W_1 - G_1 - W'_1 \\ Pm_{+1} \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{l} A_1 \\ Pm'_1 \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{l} A_1 \\ Pm_{+2} \end{array} \right\} \end{array} \right. \quad (8)$$

すなわち当初実物たる生産資本 $Pm_0 = G$ より出発し、その一部の販売により生産手段 Pm'_0 と労働 A を購入し、これを組織づけて ($Pm + Pm'_0 = Pm_{+1}$) 生産し、生産結果としての実物資本のうち、一部を商品 W_1 として販売し、以下同様に進行する。この生産過程において、少なくとも生産資本が不足し、これを有効に増加することによつて、生産力を増進しうる限り、長期的にみて $Pm < Pm_{+1} < Pm_{+2}$ および $W_0 < W_1 < \cdots$ となつてゆくであろうし、また $A < A_1 < \cdots$ となることが望ましい。その結果として貨幣資本額も $G < G_1 < \cdots$ となつてゆく。このような生産過程において、もし利潤 g が挙げられれば、国庫収入となるが、これは経営の本質上つねには期待されないものである。

地方公共団体の林業経営でも、本質的には (8) の表式の実生産形態がとられてよいと思われる。しかし、地方財政の財源としての g が目的の場合は、 G_0 は圧縮され、そのときは W'_0 が減じて生産財の投下が不十分となりやすく、また g が目的でない場合でも、地方の木材産業との関係から G_0 が圧縮されることがある。その場合は、 $Pm_0 = G > Pm_1 = G'_1 > \cdots$ となることも考えられる。

森林組合の行う林業経営はまだ少ないが、そこでは外部経済との取引において (5) の表式による資本家的生産が行わるべく(ただし利潤 g は組合員に還元される)、また組合員への供給生産の場合は、次の表式で示される。

$$G - W \left\{ \begin{array}{l} A \\ Pm \end{array} \right\} \cdots \cdots P \cdots \cdots W' - G \quad (9)$$

この場合、組合員や外部から集めた貨幣資本より出発したとしても、利潤が目的でなく、投下資本が回収されればよい。なおこのような生産の性質は、国有林や公有林においても見られる。

第2節 経営の経済的目標による分類

今日の林業経営の経済形態を分類するもつとも基本的なのが、この経営目標にもとづくもので、次のごとくに区分される。

(1) 営利経済的目標—営利経済的形態

(2) 家計充足経済的目標—家計充足経済の形態

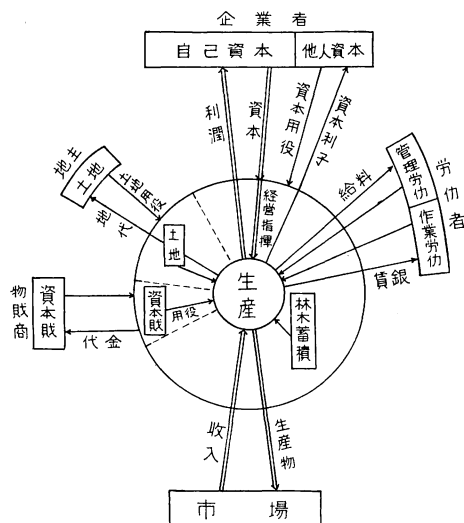
(3) 共同経済的目標—共同経済の形態

(4) 協同組合的目標—協同組合の形態

以下には、これらの各項につき、経営目標の意味、およびそれらが経営における価値の循環構造に作用するところを説明する。

第1. 営利経済的目標

資本の集中を前提として成立する会社有林、とくに株式会社の経営で迫られる目標、すなわち、今日の商工業経営において一般的な、いわゆる企業の目標である。この企業は、資本計算にもとづき商品の市場



第1図 営利経済的形態

場生産を行うことにより、最大の利潤を得ようとする経済形態である。この最大の利潤とは、ふつうは自己資本に対する利潤率の最大、また一切が借入資本である場合には、利潤そのものの最大と解せられる。そこでの生産過程は、表式(5)または(6)のごとくであるが、資本、経営組織および生産の関係は第1図で示される。

自己資本の提供者は出資者であるが、ふつう経営指揮にまで当るので、企業者といわれる。企業者は自己資本のほか他人資本を借り入れて、土地、林木蓄積その他の資本財を購入し、管理機関をととのえ、さらに必要があれば若干の土地を借り入れ、経営を組織し、作業労働を雇傭し、生産を行う。市場に生産物を販売し、収入のうちから地代、利子、給料、賃銀、消耗資本財代金などを

支払った余剰、つまり利潤が企業者に収得される。この利潤は企業者利潤および自己資本利子など（と企業者の自家労銀）を含んでいる*。

* 第1図および今後の図でも、租税、公課、保険料その他の支払費用を省略する。

なお企業者（この場合は経営者）は出資者（資本家）と同一人である場合と、株式会社のごとく実質的に分離する場合とがある。本来資本家は、貨幣資本あるいは実物資本を提供し、対価たる利子またはそれを含む配当をうける。ここでは企業者は、経営生産を行い危険を負担するから、その他に危険補償および企業者利潤をうける。

林業の現状では、さらに後述するがごとく、他産業での企業と競争しながら、純粋に最大利潤を追及しうるとき企業経営が、まだ少ない。会社有林の成立も、近年無視できない状態であるが、そのうちには他の種類の企業に従属するか、あるいは森林または林産物の価格の変化に乗ずる投機的性質のものが多く、生産経営の過程で営利を目標とする形態のものは、まだ少ない。

その理由は、経営組織の整備が容易でないことなどにもあるが、根本的には林業生産の利潤率が著しく低いことにある。しかし林業経営でも、次のような予想が可能である。すなわち、資本主義経済の発展につれ、資本蓄積の増加とともに、市場利子率が低下し、国民経済全体の生産の迂迴をさらに促進する傾向にあること、および過去において、林産物への有効需要のたえざる増加のため、長期的に森林成長量を上

廻る供給が継続しているとみられるが、このような趨勢が今後も予想されるので、林産物の価格は漸次騰貴する傾向にあること、がこれである。市場利子率低下の予想からは、現在の林業経営での低い利潤率が継続しても、企業経営が可能であり、さらに将来の価格騰貴の予想が加われば、さらに将来の利潤率の上昇が期待されることとなる。もし企業者がこのように予想し、かつそのほかにこれ以上の利潤率となる経営を準備できなければ、林業経営に資本を投ずることとなるであろう*。

いずれにせよ、このような関係から、困難ではあるが、林業経営を利潤のほとんど期待されない限界企業より漸次引き上げ、資本の流入をうながす可能性が増加しつつあるといえよう。

* 林業生産に投ぜられた資本の利潤率＝資本の効率は、造林から開始し、30～40年の伐期令をとつた場合、静態経済の仮定の下にふつう5～6%になる。しかし、もし動態経済における林産物価格の騰貴を継続的だと考えるなら10%もしくはそれ以上の資本効率が、将来期待される。これは必ずしも低い利率ではない。

しかし、企業がもし30年先での $(1+0.10)^{30}-1=16.5$ 倍の配当を条件として資本を募集しても、資本市場ではあまり応募しないであろう。なんとすれば30年間に予想される物価騰貴にもとづく資本価値の減少は補償されず、一方なお有利な長期投資として数カ年の期限で年2回5分ずつの配当を行い、複利計算を行う投資信託事業のごときが現在存するからである。

他方もし現在広大な森林を購入し、直に生産経営を開始し、毎年収入を挙げ、資本に対し配当しうる状態にある場合、配当率は当面5～6%でも、将来物価および林産物価格が騰貴してゆくなれば、利潤の名目資本に対する比率が増加し、したがって配当率も漸次大きくなりうるということが考えられる。場合により農業経営より有利かもしれない。しかし、このような配当率では、一般の資本をあつめることは、困難であろう。

しかし、林業以外の会社企業で、相当の利益剰余金があつた場合、適当な投資先がなく、一方社内に留保すれば率の高い法人税を課せられる状態に際し、これを林業に投ずるとすれば、不利な用途ではなく、かつ将来もおそらく確実に増加する資本を保有することとなる。また、いつたんこのようにして成立した林業会社は、本来のその低い利潤率が是認されている以上、存続しうる基礎をもつ。

第2. 家計充足経済的目標

後述する共同経済と同様に、財貨に対する需要の充足を目標とするものであるが、共同経済とことなるのは、経営意志の発するのが私的消費経済すなわち家計であることである。このような目標にもとづく経済形態を支配する原理を、家計充足の原理もしくは生業の原理という。生業の原理は家計充足の原理よりも厳密に解せられる。これは本来中世的な農業経営の一つの目標であつて、生業原理の具体的なあらわれとして、農民は生活上必要な限度に労働し、欲望満足の程度と、その欲望を獲得するに要する労働のあたえる苦痛の程度との関係を、合理的ならしめることで足れりとした。とくに家計が効用を生産物の形で需要する場合、すなわちさきのべた家内経済的生産、表式(1)の生産過程をとる自給生産の場合に見られるところで、生産の仕方も主観的となる。

しかし今日の農業経営の目標は、かならずしもこのように低い段階のものと認めることはできない。需要が生産物を手段とする貨幣に重きを置くようになると、第一に経営者が生産物をできるだけ有利に売ること努めるようになり、ついで全般的な資本計算は行わずとも、貨幣的収入と支出の関係を、できるだけ合理的ならしめるよう配慮する形態も生ずる。このように部分的にもせよ、収支計算が行われるようになると、営利経済的形態に一步近づくわけであるが、それでも家計と生産経済が未分離で、いわゆる家業の状態を脱せられないので、家計の伝統に支配されて、営利に徹することができない。

この目標による経済形態は、農家所有の森林についてはいうまでもなく、一般の個人有林の経営に見られる。所有森林を一定の資本額として計算せず、ただそれからなるべく多くの効用を得ようとつとめる。その一部に自給生産を行うほか多分に単純商品生産を行い、その生産過程が表式(3)に近いものは、とくに農家経済に従属する準経営に多い。

しかしこの種の目標にしたがう経済形態でも、仔細にみると、若干の種類が区別せられる。それは上位価値目標が家計から生ずる点では同じだが、とくに林業生産を行おうとする直接の動機がことなるによる。この場合、所有森林の内容という具体的財貨から生産を始めるのだから、その直接の動機は、林木蓄積の利用方法に関するものとなる。しかしこの森林利用の動機は、取引的動機、予備的動機および投機的動機に分けられよう。これは、ケインズが貨幣保有の動機として示したところと同じである。ただし林木蓄積は、それから効用をえようとする意図のもとにこれを保有し処理しようとする以上、その保有は貨幣保有の動機と異なるところはない。ただ保有の期間が全体としてみれば、貨幣と比較にならないほど長いわけである。

取引的動機は内部取引と外部取引とに分けられる。内部取引とは、家計もしくは家計に属する他の経営生産に必要な林産物を供給するもので、しばしば述べた自給生産にあたる。この場合普通に支配するのが生業の原理である。毎年必要な薪材、山草などが自己の森林から必要のつど採取されるわけである。

しかし外部取引的動機による場合は、その意図が、林木または林産物を売却して、家計に必要な貨幣を得るにあるため、若干事情が異なってくる。まず生産物をできるだけ有利に販売し、失う林木蓄積量などをできるだけ減じようとする意志が働く。それは、次の取引のための林木蓄積の保有量をできるだけ大きくしようとする意図からである。ついでこのような意図は経験により、拡大されて、現在の取引分の中から、一部を保有してずっと将来の取引に備えようとするようになる。この意味で、後に述べる予備的動機が作用するわけである。すなわち取引的動機と予備的動機とが結合した形で、それが家計の貨幣に作用し、予備的貨幣の一部を支出して造林および撫育を伴う有機的生産が行われる。しかし家計が毎年、その林業経営から貨幣を需要するようになると、いわゆる保続的生産の構造がとられるようになる。この場合は、毎年収入はもちろん、毎年の支出も取引的動機によるものとして、処理されることとなるのである。

ところで、貨幣の保有量つまり流動性選好は、所得の函数である。いいかえると、貨幣の取引的動機による保有量は、次の予備的動機によるものとともに、所得の増加に伴い、一様に増加する傾向をもつ。一方林木蓄積の保有の態度は、所得のどれだけを、林業経営に依存するかにより、異なりうる。

すなわち年所得の大部分を、その林業経営の収益に依存する場合は、収益たる貨幣は、主として取引的動機にあてられる。総所得額の小さい間はとくにそうである。しかしその所得を増加する途は、林業経営の改良にあるから、自家労働の余裕および予備的動機による貨幣の余裕は、林業経営に投ぜられ、農業経営と同様に、比較的集約な経営も行われうる。いわゆる所得主義経営である。しかしこの形態でさらに速やかに所得を増加する必要を生じた場合、林業の経営構造は往々にして破壊されやすい。経営構造上ゆとりがないわけである。一方大経営になると、取引的動機のための貨幣需要ひいては林木の収穫量に余裕を生ずるので、予備的動機のための林木蓄積の保有量が増加する。

次に、所得の一部分のみを林業生産の収益に依存する場合は林木蓄積の予備的動機による保有が大きくなる。この傾向は、とくに大きい所得者になるほど促進される。林木蓄積を平時取引的動機のため準備す

る必要はないからである。

投機的動機にもとづく林木蓄積の処理には、所有者の知識および過去の商業経験が影響する。それは、投機的動機による処理が、貨幣の場合と同じく利子率の函数である限り、利子率への理解、とくに株式市場に対する一応の知識を必要とするからである。このような知識は一般に、比較的所得の大きい階層に存する。しかし一方林業経営の性質を知る以上、利子率の有利な理由にもとづく株式などの購入は、多くの場合取引の動機にあてる林木蓄積の一部によるか、たかだか予備的動機のための保有分を充てるか、にとどまることとなるであろう。

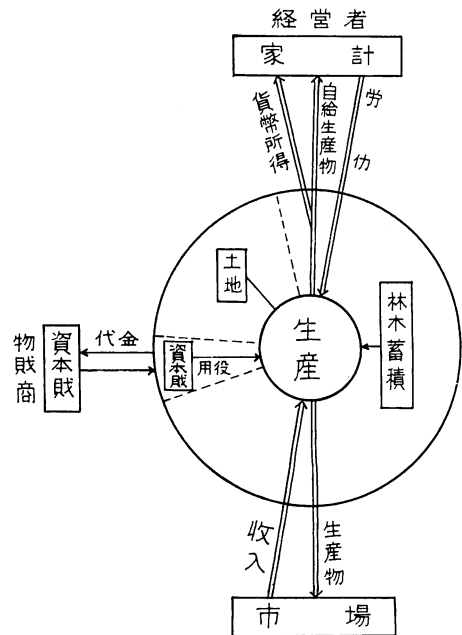
以上述べたところを整理すると、ひとしく家計充足経済的目標によるものにも、次のような生産形態が区別されることとなる。

- (1) 生業の原理にもとづく生産形態 自給生産の形態、しかし、その他の形態の経済的配慮の影響を受けて、この生産部門でも漸次価値計算的考慮が払われつつある。
- (2) 予備的動機に重点をおく生産形態 準経営の相当の部分に見られる形態。林業収益に平時依存する必要のない所得構造においてあらわれる。
- (3) 取引動機に重点をおく生産形態 個人有の林業経営に普通の形態であつて、中・小規模の場合とはくにこの動機のあらわれが顕著であるが、経営規模が大きくなると、予備的動機および時として投機的動機も若干むすびつくことがある。

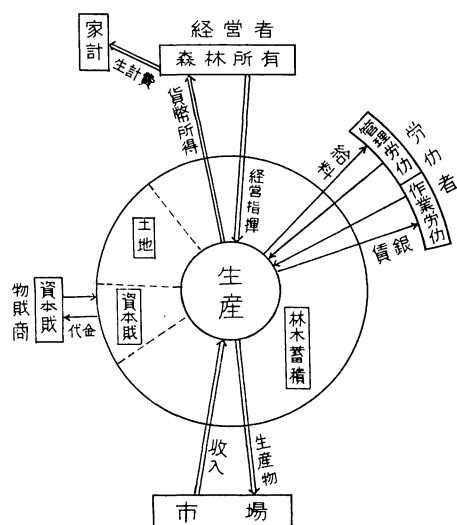
これらの諸生産形態の家計充足経済的形態としての特徴は、目標が家計から課せられ、したがって生産の上でも家計の負担しうる資本および労働に制約されること、部分的な収支計算は行われても、資本計算は行われないこと、意図するのは、粗収益より外部支払費用を差し引いた家計の所得から得られる効用を最大ならしめようとする点である。しかして (1) から (3) に進むにつれ、もつぱら効用に依存する主観的な生産形態から部分的にもせよ価値計算の意識を生じ、林業経営からの所得を大きくし、家計における所得総額の増加に役だてようとする生産形態となる。その生産過程の表式は、(3) または (7) に近いが、直接効用を追及するのではなく、所得の最大を通じて効用を大ならしめようとする点で、営利主義に近づく。しかしその場合でも営利経済的形態にまで発展し得ないのは、投入する生産要素量などで家計の制約をうけるからである。

次に (3) の生産形態における家計経営、組織および生産の関係を第2図および第3図に示した。第2図は、主として経営者および家族の労働により経営生産が行われる小規模経営の場合であり、第3図は主として雇傭労働が用いられる大規模経営の場合である。

第2図の生産形態では、自家労働の所得源として、林業経営組織が用いられ、生産物の販売収入



第2図 家計充足経済的形態（小規模経営）



第3図 家計充足経済的形態（大規模経営）

相当分があわせて経営者の所得となる。

（注）所得を維持し，すすんで増加しようとするには，資産たる森林の内容を悪化せず，それを改良することが大切である。したがって経営では，取引的動機のための林木蓄積の販売をできるだけ節約し，予備的動機のものに振り替え，将来の生産力を高める方法がとられることがある。この場合は外見所得の増大を短期的に無視しているようだが長期的に見れば林業経営における所得主義があらわれている。なおこの種の経営では，一時的に若干の他人資本がはいり，その利子が支払われることがある。

第3. 共同経済的目標

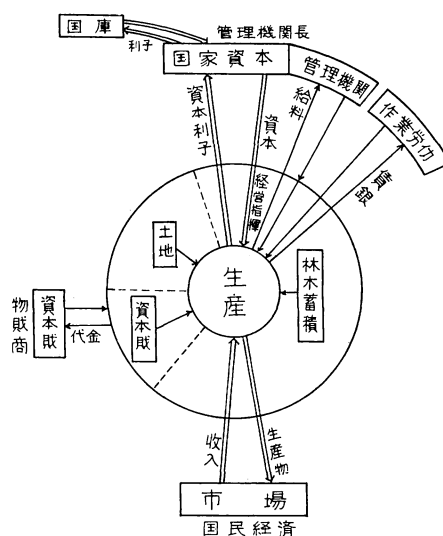
社会的性質，あるいは国家的性質の公経済で，社会的需要の充足のため経営生産が行われる場合の目標である。この種の経営形態を一般に支配する原理を，費用補償の原理という。そこでは国民経済的，社会的な生産目的に導かれ，その目的を達成する範囲内で，費用の引下げに努められる。この原理が支配的な経営を費用補償経営もしくは実費経営という。

ここでは $\text{粗収益} = \text{費用}$ の等式が原則として成り立つ。この原理は，公企業一般を通ずる原理として理解されている。

林業において，この共同経済的形態をとるものに，国有林および公有林の経営が考えられる。現実には，これらの経営形態において，必ずしも費用補償の原理が実現されていないようにも見受けられるが，しかも根本的にこの原理の支配を認めることにより，これらの形態の存在の意義を理

から消費資本財の代金など外部支払費用を差し引いた残額が，貨幣所得として若干の現物所得（自給生産物）とともに収得せられる。したがってこの総所得額は，少なくとも自己資本利子，自己地代（土地を資本に入れない場合），自家労働賃銀および利潤の合計額よりなる。経営はこの総額を継続して最大ならしめようと努める。これは所得主義経営である。

第3図の形態では，経営は森林所有より出発し，家計に対し半独立の姿となる。また費用として第2図の場合よりも，給料と賃銀の支払が増加する。自給生産物はほとんどその重要性が減ずる。貨幣所得の内容は地代，資本利子および利潤であるが管理をも経営者が担当する場合には給料



第4図 共同経済的形態（国有林）

解することができる。

この費用補償という意味は、経済性にもとづく経営に努力するが、利潤の獲得を主目的としないことである。しかしその生産費の計算においては、当然自己地代(土地を資本に入れない場合)および自己資本利子も計入され、したがってその部分の額が国庫や地方財政に繰り入れられる。

この形態では、国家または地方公共団体の資産として、森林の管理を、国家はもちろん、規模の大きい場合は地方公共団体でも、管理機関を設置して実行せしめるが、作業労働はおおむね雇傭による。次に国有林経営における国家資本、経営指揮、経営生産の関係を図示すると第4図となる。

管理機関長は国家資本の管理および生産の責任をもつ。生産物は主として自由市場へ販売されるが、地方経済の状況に応じ、価格操作が行いえられる。しかし長期的にみれば、実費に近い価格で、国民経済に対し生産物が販売される。国庫へゆく剰余金は、資本利子で、その中には自己地代をも含んでいるが、利潤は本来みられぬものといつてよい。

(注) 費用補償の原理にもとづく林業経営の実際の態様については、いろいろと疑問を生じうるであろう。しかし、そこに3つの方法のあることを述べておこう。(1) 与えられた伐期令にもとづくとき、この伐期令において、地方普通の利子率を用いて、利潤を生じない集約な費用の投下とそれに応ずる生産量を定めることができる。(2) 一定の集約度において同様な手続により、利潤を生じない伐期令を定めることができる。(3) (1)と(2)の組合せから、同様に利潤のない集約度と伐期令の組合せの系列をつくることができる。この組合せにおいて、価値生産量と材積生産量の最大となる組合せが、それぞれ用いうる。この場合、資本価格の中に地価を含んでいれば、同一資本利子が用いられ、別に地代を考えなくてもよい。

この3つの方法は、個別林分の林業生産の場合に取り上げられよう。しかし林業経営では、さらに経営組織の有効な利用の上で配慮すべき2点がある。

1. 短期的にみても、経済的立地条件の変化に応ずる各林分の林業生産の組み合わせにおいて、経営全体としての効率を高める途があるわけである。その場合たとえば次表をみよ。

区 分	営 利 生 産		費 用 補 償 (1)		費 用 補 償 (2)		費 用 補 償 (3)	
	生産量	生産費	生産量	生産費	生産量	生産費	生産量	生産費
A	10	6	11	8	13	13	12	10
B	8	5	9	7	10	10	10	10
C	1	0	(4) 1	6	2	2	4	6
計	19	11	(24) 21	21	25	25	26	26

営利生産では、ABCと立地を異にする林地で19の価値生産量に対し、11の生産費を投じた場合に、もつとも利潤(主として地代よりなる)を大きくできるとする。それが費用補償経営になると価値生産量を大きくするとか、雇傭量を増加するとか、さらに実費での供給などの具体的部分的目標を生ずる。その場合個別の林地で費用補償を実現しようとする(2)と、個別林地ではある程度地代を生ぜしめ、その額を奥地林開発などにむける(1)のごとき型が考えられよう。

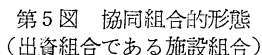
2. 費用補償(1)の場合は、奥地造林のごとき長期的投資も考えられているわけであるが、さらにできるだけ生産量を増加しようとする場合は、費用補償(3)のごとき型も生じうる。なお費用補償(1)や(3)のC林地での費用投下は、現在全く不利益なようだが、将来価格騰貴が予想されるときは、十分実行の理由をもちうる。このような方法を用いて、営利生産の場合に比し、生産量の増加などが達成される。

次に保安林経営において、林産物収入の全然ない極端な場合を想定すれば、資本利子などの収入もないのはもちろん、明らかに不足経営となる。しかしこの場合保安林の用役によつて、地方経済がそれのない場合にくらべ、保安林の育成維持のための費用以上の価値の増加をもたらす場合には、この不足経営が経済的に成立する意義をもつ。そのための費用は、一般の租税公課によりまかなわれる。

したがって、不足経営の場合でも、地方経済に対するその貢献の度合いからいえば、少なくとも費用補償の原則が存するものといえよう。ただし風致林や保護林、試験林のごときになると、その存在の効果が貨幣価値で評価できない部分が大きいので、不足経営としてのみ理解するほかはない。

第 4. 協同組合的目標

利を追及するが、内部の組合員に対しては、経営の利潤を分配するほか、その経営の成果を組合員にできるだけ廉価に委譲することを任務とする。したがって、対内的には費用補償の原理が支配するが、具体的には組合員のための委託、信託、代行事業、組合施設の貸付、経営生産物の供給などについて行われ、これを実費主義ともいう。ここでは、事業別にその実費が償われればよいわけである。今施設組合における組合機関、組合および経営の関係を示すと第5図のごとくである。



組合の施設は組合員の出資による。事業の種類は多様であるが、要約すると、組合員の委託・信託を受けて市場生産を行い、得た収益をその組合員に還元し、また組合の施設や生産物を実費で組

合員に提供し、さらに余剰があれば、負担金にあわせて管理機関をまかない、残額を利潤として組合員に還元する。

森林組合は、国家や地方公共団体からの補助金の取扱いも行うが、この図では省略した。

第Ⅲ章 林業経営の企業形態

第Ⅰ節 林業経営と企業

企業は資本を運用し、利潤を獲得する行為組織であり、現在ではとくに会社企業、ことに株式会社形態で代表される。

ところで林業経営では、純粋に企業と称しうるものはまだ少ない。その理由は一部既述したが、これをまとめてみると次のごとくである。

(1) 林業経営は、林産物を生産する過程上の性質から、一般に利潤が小さいとみられ、資本市場の関心をひきがたい。

林木・林産物は、とくにその主要な用材において、ある大きさ以上でないと価格を生ぜず、しかしてそのような大きさにするには、相当長期にわたり林地に固定しておかねばならない。この期間はふつう経済で考えられない長さの数十年に達するわけである。しかもその生産量は土地空間的に制限され、土地収穫逓減の法則が農業以上につよく作用するとみられる。そのため静態経済的な計算では、その利潤率が制約され、それが長期的な市場利率に比して低く、また動態経済的な計算では予想がきわめて不確実なため、この利潤率によつて資本市場の関心をひきにくい。

(2) 新しく林業経営を創設しようとしても、工業などとちがつて、そのことが容易ではない。すでに土地所有は確定しており、とくに取引の対象となりうる私有林は所有面積が、いちじるしく細分されている。したがつて、これをまとめて購入し、能率的な管理組織をつくる可能性は、著しく限られているといつてよい。なお私有林の所有者が森林または林地を売却しようとしなないのは、次の理由による。

(3) 森林や林地は一般に享楽財として所有されるため、その価値の評価が主観的となり、収益財として正常に取引されにくい。

林業経営や準経営を維持することは、他の産業経営にくらべて非常に容易である。すなわち他の種類の経営では、費用を投じなければ、生産物ひいては収益をあげることがほとんど不可能であるが、林業経営では、費用の繰延べをはかりながら収益を上げることができる。また一般に、費用をほとんど投じなくても、相当長期にわたり、ある程度の収益をうることはできる。このような性質のため、森林は生産手段ではなくて、これを保持することにより、毎年用役をうることのできる固定的享楽財と観念しうるわけである。しかしてこのような享楽財の価値は、単に経済的なものだけでなく、リクリエーション、その他将来おこりうる利益の増加期待などが加えられて、主観的に評価されうる。とくに林地の処分が可能となるには、取引的動機における貨幣の効用がいちじるしく高まつて、予備的動機の意味での林地に対する主観的価値をも凌駕するにいたるがごとき場合であり、したがつて一般的ではない。

(4) そのほか部分的に次のような諸事情が、企業の林業への投資を阻害する。

(i) 林業の特徴として、保安林その他法律上の制限により、利潤追及に没頭できない林地が相当あり、現在そうでなくても、将来このような制限を課せられるおそれのある部分も少なくない。

(四) 資産としての森林の取引を行うにも、また損益計算を合理的に行うにも、森林の時価評価を行い、かつ繰り返す必要があるが、森林の価値はその面積の広大な割合に低く、しかも場所により相違がはなはだしいので、正確にこれを測定するのがなかなか困難であり、したがって、その購入および運営上に不安がつきまとう。

以上のような理由から、現実に林業経営では、会社企業が発達しないと考えられる。それだけに、一方国有林や公有林などの特殊な所有と経営とが、それぞれ存在の理由をもつこととなる。なお、ドイツではいわゆる土地純収益説により、林業経営を企業化しようとしたが一般化しなかつた。ケストラーは、林業で企業が発達する要件として (i) 自然の生産力を、技術的に機械力により飛躍的に増進する (ii) 経営合理化により、損益を速やかに把握できるようになる (iii) このような結果として、貨幣資本が実物資本より重視され、森林が単なる享楽財ではなくて、企業者資本の意味をもつようになる必要があるといっている。この (ii) および (iii) は、将来必ずしも実現が不可能ではないが、(i) の条件はなかなか実現されないであろう。

しかし、一方林業経営には、他の産業経営にみられない運営上の利点がある。

(1) 前に挙げた (ii) の理由がそのまま林業経営の利点となる。その広大な面積に比すれば、得られる収益は少ないが、それでもいつたん経営が合理的に組織されると、顕著な不況期にでも遭わぬかぎり、収益の挙がるのは間違いがなく、かつ管理事務は比較的簡単である一方、雇傭労働にわずらわされるところが、他産業にくらべ、いちじるしく少ない。

(2) 経営のなかに組織された森林は、生産手段として役だち、毎年生産物を供給するほかに、資本財そのものとして、つねにその市場価格をもっている。つまり一定直径以上の林木蓄積は、つねに林産物の市場価格とともに変化する時価をもっており、他の固定的資本財のように、年とともに価値が減耗することはない。したがって、価格の騰貴する時期に、必要とあればある程度生産量を増加して、利潤をうることもできるし、また正常な経営生産を行っていれば、万一会社解散に当たっても、その解体価格で十分当初の資本を返済することができる。

したがって、いつたん会社企業が成り立つ規模において、経営が組織づけられた場合、その会社企業の存続はかえって安全なことも考えられる。その成立の当初においては、株主は低額配当に甘んぜねばなるまいが、期間の経過につれ、配当率は漸次大きくなる可能性もある。また株式の市場価格も騰貴しよう。けだし、一般の不動産と同様に、森林の価格も騰貴の傾向が考えられるからである。しかし、現実には、林業において会社企業はまだ少ない。それは、さきに挙げた会社企業成立困難の理由が、後の成立可能の理由に打ち克っていることを示している。ただし後の成立可能の理由にさらに特殊な理由が加わったり、さきの成立困難の理由の若干が、なんらかの事情で弱められる場合、今後でも会社企業は生じうる、と考えられる。

ところで、以上に述べてきた企業とは、これを営利追及体として、厳密に解した場合のことである。しかし、本章で述べる企業形態での企業とは、さらに広義の企業を意味する。ここでいう企業とは、資本主義経済制度を前提とする限り、社会の主要な経済活動は、もっぱら個別資本の単位によつて営まれているところから、この経済活動の担い手たる個別資本をさすものである。すなわち、ここでは生産経済を営む経済単位を企業とする。その企業形態の中心には、上述してきた会社企業を置くが、そのほかにもいわゆる企業の原始的形態ともいふべき家業や、営利に徹しきれない国家経営などをも挙げ、本来の企業

と、その所有、出資、経営指揮などの経営の経済機構の上での性質を比較することにより、それぞれの形態の性質を理解しようとするものである。このような企業形態は、一般に法律上定められている。

本章では、このような法律上定められている諸企業の形態をとつていところの、林業経営の経済的性質について述べる。なお、ここに所有とは出資のことで、企業の危険を負担すると同時にその利益の帰属を意味している。また経営とは資本の運営を担当することで、経営指揮または支配とは経営者その他の従業員の支配統御をいう。

第2節 企業形態の一般的分類

企業形態とは、企業の構造よりみた企業の種類ないし様式である。企業形態の分類は、普通法律形態によるが、これを経済的側面より取り扱い整理したものを、経済形態という。

この経済上の形態は、本来の企業の本質が営利追及と危険負担の内容にあるのだから、前者については企業の公私、資本と経営（指揮と管理）の分離の程度、後者については資本抛出者の数（危険分散の程度）が問題となる。これらの点、とくに企業主体の性質から、形態を分類すると次のごとくなる。

(1) 私企業

(i) 単独企業 法律上の形態は個人商人

(ii) 集団企業

(a) 少数集団企業

(i) 企業者の全部が出資者であり経営者であるもの 合名会社、民法上の組合

(ii) 一部に単なる出資者を含むもの 合名会社、有限会社、匿名組合

(b) 多数集団企業

(i) 企業者と生産物やサービスの利用者とが一致しないもの 株式会社

(ii) 両者の一致するもの 協同組合

(2) 公企業 公法人 公社など

(3) 公私協同企業 特殊株式会社

(注) この分類は人により若干の差がある。たとえば国弘員人博士はその企業形態論（昭和29年31～32頁）で、企業における所有、経営、支配の構造がどのようになっているかという点から、1. 個人企業、2. 人的集団企業、3. 混合集団企業、4. 資本的集団企業と分けている。これは、前記分類の私企業に関する分類だけで、1. は(i)、2. は(ii)の(a)の(i)、3. は(ii)の(a)の(ii)、4. は(ii)の(b)を意味している。なおここにあげる分類は、増地庸次郎博士によつた。

以上の分類のうち、林業経営に関係のあるものの性質を述べる。

第3節 単独私企業

私有林では普通の形態である。また木材業や製材業経営でも、実質的にこの形態は少なくない。企業者は一人で資本全部を抛出し、したがって危険を自ら負担し、かつ通常自ら経営指揮に当り、また管理にも当る。出資、指揮、管理を自ら行うものを自己企業、また経営面からみて直接経営という。さらに小所有では作業労働も自家で行われるが、これを自己経営、家族労作経営という。

林業の単独私企業では、収益も少ないかわりに危険も少ない。また企業者としての個人的な活動力の差は、商工業の場合ほど、如実に経営の成果に反映しない。経営の継続性の原則だけ守つていれば（資産維持）管理上特殊な能力はなくても、おおむね経営が危険にさらされることもない。それだけに営利活動への刺激も少ない。経営規模はおおむね固定し、その拡大は、自己資本に余裕のある場合に行われうるが、管理上の便利などを考えると、取引の範囲が限られてくる。

かくして多くの場合、森林は資産として維持され* 享楽財と考えられ、貨幣資本としては理解されず、したがってその蓄積を維持することは必要だが、必ずしもそれと収益や利潤との関係を考える必要がなくなる。そのため、世襲の経営規模を維持し、家計充足の原理にもとづき、それも消極的に生産を行う経営または準経営が少なくない。それでも所得主義により、積極的に生産を行う経営も、漸次ふえる傾向にある。

* とくに準経営では、農業経営または農家経済の必要上維持されるものが多いが、その場合でも自給生産の必要上のみならず、農業の規模拡大、投資増加をはかる予備的動機により、資産として維持される意義も無視されない。

第4節 集団私企業

2人以上の企業者よりなる企業形態を、集団企業という。これは団体企業、結社企業などと呼ぶことがあり、一般の組合および会社形態がこれに属している。

集団企業は、少数集団企業と多数集団企業とに分けられる。少数集団企業は、資本よりも人の集団性、いわゆる人的集団に重きをおく人的企業である。資本の経営に対する支配力の延長として、出資者が経営指揮に当たるとともに、一部管理の職能をも分担する。企業者が個人企業と同じく、企業の全活動を行うから、自己企業である。したがって、出資兼経営者の人的能力が、企業の基礎をなしている。少数集団企業の小分類については、前述した。

多数集団企業は、これに対し、資本調達上の関係に重きを置く。すなわち出資者と経営指揮とが、企業の経済機構の上で、分離する形となる。出資者は危険分散をはかり、小額ずつ投資しようとし、企業自体は大資本を要する結果、企業に含まれる出資企業者数は多数に上り、したがって出資と経営指揮とが分離する。もとより、出資者のうちから指揮を行う人の生ずる場合も多いが、人的企業での管理者に当たる者が、資本と分離した形で経営指揮を行う場合も生ずる。出資者の拠出した資本ないし物的要素が、企業の基礎をなすから、資本的企業ないし物的企業といわれる。その小分類については前述した。

次にまず林業に関係のある少数集団企業の諸形態を述べるが、多数集団企業である株式会社や協同組合は、それぞれ節を分けて説明する。

第5節 少数集団私企業

第1. 合 名 会 社

林業関係で 20 社内外が数えられる。

企業者の全部が出資者で、これを社員という。商法にもとづく法人で、事業の危険負担は、単独企業と同様に無限である。社員はおおむね経営指揮に当るが、業務を分担する場合や、経営能力はあるが出資能力のない者が、その労力を出資として参加する場合、社員中よりとくに代表社員（業務執行社員）を選任

して指揮せしめることがあり、最後の場合は、他の社員は単に出資をなし危険を負担するにとどまる。利潤の帰属は、契約によるが、そうでない場合は、出資額に対し配当される。

したがって、この会社形態は通常父子、兄弟、親族間でもつともよく発達する。この出資と指揮の合一、連帯無限の責任負担があることによつて、合名会社は数人の社員で、十分な相互理解の下に協同し、異なる才能をもつ企業者をして、それぞれ長所を発揮させることができる。また企業者数が増加するだけ、金融能力についても、自己資本の拠出力ならびに他人資本の調達力が、単独企業より大となる。一方無限の危険負担のため、資本調達は比較的狭い範囲に限られ、多額の資本を集め得ない。とくに長期の信用力に欠けている。

第 2. 合 資 会 社

林業および木材関係で、数十社が数えられる。合名会社とはほぼ同様の内容の法人格をもつ会社機構であるが、一部に単なる出資者を含んでいる。すなわち 1 名以上の無限責任社員と、1 名以上の有限責任社員とよりなる。後者は株式会社の株主に相当し、出資額限度の責任を負い、利潤の分配にはあずかるが、指揮管理には参加しない。連帯無限の責任社員は経営指揮に当るを原則とするが、2 名以上あるときは、その中から代表社員を選任し、その他の者は指揮を免れることができる。この会社形態では、出資額を限度とする企業者を認めるから、合名会社より広範囲に資本をあつめることができる。しかし有限責任社員と企業との関係に、単に資本関係だけであるが、その拠出資本は 1 人あたり相当多額で、かつその持分の回収には、無限責任社員全部の同意を必要とする。かくて有限責任社員は、業務執行に当る無限責任社員を、十分に信用できる場合にのみ出資することとなる。この点合名会社と同様に、人格的に他の社員を信頼している場合にのみ、会社の成立がみられるわけである。

林業関係の合名会社、合資会社は、主に比較的大資産を有する者が、森林の相続による分割の防止、大規模経営の利益の享受、租税の軽減などの財産管理上の便宜から、森林を世襲的に取り扱うため設定したものとみられる。管理組織が整えられ、管理経営が行われるのでその経営成果は必ずしも不良でない。

第 3. 有 限 会 社

林業関係は、1 社あるか、というところである。企業者すなわち社員の全部が、有限責任を負い、社員総数 50 人以下という制限がある。社員は出資を要し、1 口の金額が 1,000 円以上を要し、その責任は通常出資額を限度とする。その出資持分の譲渡には、社員総会の特別決議を要す。意志決定機関は社員総会である。会社代表ならびに業務執行には、社員の選任した取締役が当り、したがって社員は、出資者と経営者の 2 種に分かれる。

第 6 節 株 式 会 社

林業経営を主とするものが、数十社とみられる。

株式会社は、固定資本を多額に要し、資本が大なるほど経営の能率があがる場合に、採用される形態で、今日資本をあつめるのに最も普通の形態である。会社の発行する株式名義の有価証券は、一定額について区分されている。この額面額が出資額の単位となる。わが国では原則として額面 50 円以上で、資本総額の 4 分の 1 が第 1 回に払い込まれると、それで法律上会社は成立する。株式は所有者の自由意志で売買譲渡できるので、資本市場の成立を可能にし、出資は採算本位の投資となり、企業自体としては、資本調達上きわめて有利となる。さらに社債も株式と同様に証券化され、社債券となり、自由な売買譲渡が

みとめられ、とくに長期資本の調達に役立っている。

株主は投機株主と投資株主に分けられる。前者は事業参加を目的とせず、短期投資として投機利益を期待し、後者は一般に企業の持分も大きく、企業の利潤に関心をもっている。前者は市場の株式を時価で売買するから、仕債所有者が利子を得るのと、内容はあまりかわらない。後者も株主総会に出席して議決権を行使できるが、主として関心をもつのは、事業内容よりも、当面の利益配当である。経営者は株主幹部であることも、経営を専門的に担当する専門経営者であることもある。いずれにせよ、資本が巨額となるので、一般出資者の勢力は弱くなり、他方規模が大きくなるだけに企業活動も複雑となるので、これに対処できる有能な有給経営者＝取締役が選任せられ、事業経営を担当する。しかし、この経営者は、主として他人の財産の管理者として、会社の利益よりも自己の利害を重んずる結果となる恐れがある。そのため経営者の業務執行に対し、監督機関＝監査役が設けられ、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、財産目録、利益金処分書など）を公開し、成績を明らかにすべき法律上の規定がある。

林業関係の株式会社は、戦後その設立が容易になったため、増加しているが、その内容は種々である。しかし、これを大まかに分類すると、次のようになるであろう。

(1) 林業を兼営するか、あるいはほぼ専業でも、異種的な経営を行う他の会社企業に従属し、またはそれと姉妹会社の関係にあるもの、これを関係会社の種類から分けると

(イ) 木材を原材料とする会社企業

(ロ) 経営の位置および性質上、林業の兼営による利益をあわせて獲得する会社企業

(2) 林業を専業経営するもの

(イ) 実質は単独企業ないし人的企業の性質のもの

(ロ) 実質的株式会社

このうち(1)の(イ)に当るものには、製材、パルプ、人絹、製紙、樟脳、薪炭製造、造船、車輛、楽器、土木建築業などの諸会社があるが、もつとも数が多く、代表的なのは、パルプ会社である。その原料の消費量は龐大であり、かつ景気の変動に応じ、つねに原料に対する需要を確保する必要がある。なお以上の諸会社の林業経営の方針はいろいろであるが、主要なのは、木材価格の低いときには外部から購入し、騰貴するときに需要量を確保できない見込みのとき、自己の経営から自給し、さらに生産販売も行うものとみられる。

(1)の(ロ)には、立地上の利益から林業の副経営を行うものとして、牧畜、電力、農業、製菓、温泉業などに関するものがあり、また自己の施設を利用する企業として、鉄道、電鉄、汽船、通運などの会社があり、その他物産、殖産、貿易、不動産に関する会社企業があげられる。

(2)の(イ)の性質のものは、終戦後増加してきた。その理由は主として、合名、合資会社の場合と同様に、租税とくに相続税の重課を回避し、資産としての森林の分割を防止し、できれば管理経営の利益を得ようとするにほかならない。また戦後のインフレ期に、資本の必要が増加したのも大きい理由である。したがって株式会社といつても、実質は人的企業ないし人的集団企業である。

(2)の(ロ)の性質の会社は、現在きわめて少ないが、資本および損益計算、経営指揮および管理の組織、株主との関係などで、株式会社としての実質的内容を具備するものである。これらは主として、従来他の主体会社にその資本を仰いでいたが、戦後企業の集中排除の法的措置のため独立せる林業会社となつたものである。したがって、そのなかには、従来関係のあつた会社や分割された会社と なんらかの関係をも

ち、なかにはふたたび合併したものもある。これらのなかには充実した森林を所有し、また木材業などを兼営し、経営成果が不良でないものがある。

第7節 協 同 組 合

第 1. 協同組合の意義および形態

協同組合は、成員数の確立しない人的企業であつて、多く生産物や設備などのサービスを、自ら利用するために設立される。その構成員は、なんらかの意味で経済的劣者であり、社会の円満な発展を期するには、その協同活動に対し、国家政策上特別の便宜を供与せざるを得なくなるような人々とされる。協同組合は、生産経済の利益を助成する生産協同組合と、消費経済を助長する消費協同組合とに大別されるが、林業に関係のあるのは前者である。

これは、本来家計充足の原理に立ち、伝統的技術を固守し、小資本にもとづいて地方市場によりやく存続してきた中・小生産者が、近代的資本による企業や、市場経済を操作する商人に利益を収奪されるのに対抗し、その経済活動の全部または一部を、協同的に遂行することにより、経済上の利益を擁護するため結成されたものである。大資本の圧力に対抗し、経済的な地位を安固にするのが、組合存在の理由であるから、その根本精神は、共同の利益すなわち協同主義であつて、利潤にはない。その方法は、組合成員に生産売買金融上の利益を供給するにある。ただし組合自体が独立の経営をもち、一種の企業形態となる可能性はあるわけである。

生産協同組合は、一般に3種に区分される。

(1) 組合員の経済を助成する。組合員は組合を所有するとともに、これを通じて購入販売を行う。この種の組合は、またいろいろ区分されるが、それらの特徴は、組合員の経営の自立性を基礎として、その事業の結合が、組合を通じて行われることである。

(2) 生産的組合 組合員が協同出資して、工場、倉庫、道路などを設置しこれにより組合員の生産物の加工、貯蔵、運搬、原材料の供給などを行うもので、このような事業に関する限り、資本の運用は組合で行われる。これにもいろいろの形態が分けられるが、特徴は、組合員の事業の連合であることである。

(3) 生産組合 組合員が独立の生産をやめて、一つの生産経済に合体したもので、これによつて、後述する大規模生産の利益を得ようとする。組合員は企業者であるとともに労働者となる。経営の所有と労働の一体化した組織であつて、事業の合同体である。

これらの各種の組合は、それぞれ商業利潤を排除する一方、収益を増加しようとする意図をもつ。

第 2. 森林組合の種類

林業関係の協同組合として、ここでは森林組合を挙げる。森林組合は、小面積の私有林の施業および経営の合理化を目的としている生産協同組合である。戦後新しい森林法では、組合の自由設立、自由加入の制度をとり、組合を次の2種類に区別している。

1. 施 設 組 合

組合員のための経営指導、委託施業、委託経営、信託経営およびこれらの付帯事業を行うもので、従来の施業調整組合の全部および直営組合の一部（委託、信託）の事業を包含する。これは前述協同組合の種類のうちの(1)および(2)に当る。

森林の所有と経営は組合員が行うところで、委託または信託事業にかぎり、組合が経営指揮に当る。組

合員は森林所有者および組合施設を利用する林業労働者（準組合員）などである。事業の種類は、購買、販売、生産助成、信用、生産事業、団体協約などの一部または全部に当る。経費は組合員が負担するが、信託事業を行うには、規定による出資組合になる必要がある。

2. 生産組合

森林の経営およびその付帯事業を行うもので、協同組合の種類の中の(3)に当る。従来の施業直営組合の一部に、このような性質のものがある。すべて出資組合である。組合員は地区内居住者および村外所有者で、森林の権利を現物出資するものであり、その危険負担は出資額を限度とし、その権利の譲渡には、組合の承認を要する。

ここでは、選任された理事長が経営指揮に当る。経営上大規模生産の利益をうることができようが、新しく設立しようとしても、一般に所有者は、経営権をも失うことを喜ばない。ただ従来の村有林や部落有林が、この形態に移行する可能性がある。

なお、いずれの種類も森林組合も、財務諸表を組合員に公開し、資産内容や損益を明らかにする規定となつてはいるが、まだこれを活用して、十分成果をあげる域には達していない。

第3. 森林組合の問題点

森林組合の数は、戦前も今日も、多数である。しかしその内容は、戦前から依然として充実しないものが少なくない、といわれる。その理由としては、協同組合一般を通ずるものと、森林組合特有のものと考えられる。組合では施設組合が多いから、以下これを中心として述べる。

1. 協同組合の一般的性質からくる限界については、古くからリーフマンが指摘しているが、生産組合が普通小規模で失敗した理由として

- (イ) 資本の不足 そのゆえは、資本を十分に所有し、自ら生産を行いうる人々は、これを生産組合に託して、その運用を行う意志を束縛されたくないから
- (ロ) 従属関係の欠除 そのゆえは、組合員数がごく小数でない限り、大部分の者が小人数の指導に服従するを要するから
- (ハ) 指導適任者の欠乏 そのゆえは、大経営の指導をなしうる人々がなかなかいないから、すなわちこのような人々は独立できるし、また会社企業の指導者になり、より多くの所得をうることができるから

と述べている。これらの諸点は、森林組合についても考えられるところである。

2. 森林組合特有の事情として

- (イ) 森林所有者は、普通の意味での経済的弱者たることを自覚していない。そこでは同一林業経営間での競争や、供給産業や需要産業ときびしい対立があるわけでない。森林の享楽財としての性質を用いることを喜んでいる者も多い。
- (ロ) 準経営つまり小森林所有者は、おおむね立木売を行い、事業量が小さく、造林などを行うにも非常に期間の間断がある。したがって組合全体としては毎年多少の利益があつても、このような人達にはほとんどそれが感ぜられない。この2つの事情は、森林所有者に平時あまり協同連帯の必要を感じさせない。
- (ハ) 林業生産からの収益は小さいから、負担能力も小となり、したがって組合地域内の森林面積の小さいところや、その価値の低いところでは、能力のある組合機関を設けることが、本来困難となる。

このような阻害的理由にもかかわらず、終戦時まで多数の組合が存続したのは、国家政策により強力に支えられ、また土地組合すなわち土地につながる公益組合として、強制加入、強制設立の制度がとられたからである。戦後森林法の改正により任意設立、任意加入の制度がとられたが、なお多数の組合が維持されているのは、依然として国家政策が実質的にこれを支えていることを、見逃せない。たとえば、森林組合が組合員にあたえている実質的な利益として、各種補助金の能率的な受領斡旋、組合施設の利益授与、林業経営上必要な各種の知識の供給などがあり、これらの利益が少なくとも組合の存在により促進され、それが組合にはもちろん、組合員の事業に役立つていることを見逃せない。しかし、これらの利益の多くの部分が、国家政策から発するもので、組合本来の経済上の協同主義からもたらされるものは、まだ少ないと考えられる。

組合は、それが存在しない場合よりも、存在している方が、組合員により大きな利益をもたらす場合、組合員にとり存在の理由をもつ。組合の設立により、かえって負担が大きくなるだけと感ずるなら、その組合員は加入を喜ばないであろう。ここに、組合全体の事業として組合員に対する費用補償の原理が働いている。この組合員に対する利益の増進が、経済的協同主義により正しく達成される場合、その組合は真に存在の意義をもつであろう。この意味から組合の経済的事業は長期的にみれば、おのずから有効な事業の規模に制約されることとなるべく、それに応じた管理機関の規模がとられてゆくはずである。しかしその際問題になるのは、共同事業として必要な資本が欠乏しやすいということである。林業はその性質上、生産力を高めるには、それ以前に、ほとんどつねにこの種の長期投資を必要とする。しかし組合員はこのような投資のために資金を出すことを、あまり喜ばない。それはまた投資の余裕が小さいからでもある。そのため合理的な組合の事業量やそれに応ずる管理機関の規模よりも、組合はつねに小さな形にとどまり、そのことがまた結果として組合の成果を挙げさせぬことが、かなりおこりうる。ここに、国家が林業の発達をはかるため、介入する余地を生ずるが、なお組合を存続維持させる理由として、次の事情が考えられる。

(1) 組合の目的に掲げられた経営の合理化を推進するため。森林所有者には伝統的に行動し、林業への知識を欠くため、必要な事業の時期や方法をあやまり、現在または将来の生産量や収益の損失をきたすことが多いが、これは国民経済としても不利益である。かかる事実、技術および経済の両面について考えられるが、その相談相手として組合管理機関の役立ちは無視されまい。その場合林業生産の性質上、今日の費用投下の効果の挙がるのは、いちじるしく将来のことであり、そのため所有者の納得をうるのに、長期を要することが多いし、またそれだけに指導をあやまらぬよう管理者自体の、経営合理化に対する能力の向上が望ましい。

(2) 組合員相互の理解を深めることにより、山村社会における林業経済の、円満な発展を促すため。山村社会ではそれがいわゆる村落協同体として、伝統的な林業生産を固守し、そのため生産力が向上せず、ひいては雇傭も所得もふえない地方が相当にみられる。また林業経営では費用の繰延べが容易なため、所有者の家計の事情により、とくに不況期などには、雇傭を減少させ、とくに賃労働に依存する低額所得者の家計を不安ならしめることがある。このような事情に対応し、労働者階級の生計維持をはかり、かつ森林生産力の向上による現在ならびに将来での、所得ならびに雇傭の増加を行いうるよう、管理機関が組合員の自覚協同をうながすことは、望ましいことである。そのためには、管理者が合理的な判断をなし、かつそれを組合員に納得せしめうる必要がある。

この2点の実現は、林業経営および経済の発展のため、きわめて望ましいが、完全な実現はなかなか容易でなく、成果をあげてゆくには相当長期を要しよう。それが多少とも実現のあかつきには、森林所有者の得る利益も大きく、また山村経済としてもより発展するわけである。しかし十分な実現は容易でないとしても、このような実現の可能性をもつ武器の一つとしての、森林組合の健全かつ合理的な育成と運営の必要が考えられる*。

* このような点について、効果を挙げてゆくには、組合自体の現実の活動の内容について、たえず検討して、合理的に批判してゆく必要があろう。

なお具体的に森林組合を発展させようとするとき、その可能性の大きいところとして、次のような場合が考えられる。たとえば、林業の発達のおくれた山村でしかも林業所得の比率の高いところ、ここでは組合の経済活動が合理的に行われれば、比較的短い期間に相当顕著な効果をあげ得よう。また歴史的な協同の習慣により、無理がなく組合活動の認められるところで、組合理事者に適任者を得、かつその活動が理解されるとき、相当な効果を示し得よう。

しかし、森林所有者の経済的基礎が確実なところやそのような時期には、一般に協同の必要が痛感されず、事業としては生産助成的なものが喜ばれる。

第8節 公 企 業

第1. 公企業の意義および形態

公企業とは、国家や地方自治体のごとき公共団体により、全部または大部分が出資所有され、経営される経済的事業体をいう。

公企業の解釈にも広狭があるが、ここではそれが経済的事業体であり、その存在の理由は「私企業の利潤性では果し得ない公共性が存しているから」*と解する。

* 高宮 晋：「新企業形態」昭和25年、90頁

なお古川栄一編「経営学」で次のごとく述べられている。「公企業の形態では、二つの基本的要求が一貫している。第一は公共の利益に寄与するという公共性の要求である。第二は可及的能率の発揮という経済性の要求である。行政組織の一部として営まれる必要性のある若干の公企業もあるが、これは公企業よりも行政そのものとみた方が妥当である。それ以外の大半の公企業は、程度の差こそあれ、みなこの公共性と経済性の二面を同時に充たすことが要求される。」ここに公共性とは、(1) 公共的な事業 (2) 独占的な弊害の排除 (3) 経済政策上必要であるにかかわらず、私的資本ではなし得ぬ場合に、収益を無視して行うもの（資源開発）(4) 経済統制事業 (5) 財政収入増加などがあげられ、(5) の場合には、国家独占の利潤を生ずる。林業の公企業でも、このような各種の公共性の実現の目的を示しうる。

公企業の種類を、国家または公共団体の行政、財政、政治上の束縛からの離脱の程度、出資および管理形態の如何によりローマン・ラントマンの分類法で分けると、次のごとくである。

(1) 純粹行政経営

(2) 公 企 業

(イ) 非従属公企業

(ロ) 独立公企業

(a) 独立経営体としての公企業

(b) 私法的形態の公企業

(注) ラントマンは以上のほか自立企業をあげているが、林業に全く関係がないので省略する。

純粋行政経営は、純粋行政企業ともいわれるが、その経営が国または公共団体の行政に、全然従属する。したがって一般行政機関と同様に、行政上の法規にしたがい事業活動が行われる。事業から生ずる一切の債権債務も国家または公共団体に属し、財産の分離独立も行われない。事業の意志決定も、国家または公共団体の命令による。事業の会計は一切予算に拘束され、会計法の規定によつて収支が行われる。そのため事業活動は非融通性、非弾力的となり、積極性を欠く。このような性質を厳密に解すると公企業とはいえなくなる。

非従属公企業は、純粋行政経営と同様、行政機構の一部または一機関ではあるが、純粋行政経営の欠点をのぞくため、できるだけ行政、財政、議会の束縛から解放されようとする。これは自主化官庁企業ともいわれる。法律的には非独立的だが、業務経理の面で組織的には独立化されている。つまり財務会計を、一般会計から独立させ、その収支を明らかにするため、特別会計または特別予算の制度* がとられる。しかしこれはまだ部分的独立であつて、その他では行政機関の政治的影響を受けている。すなわち行政組織の一部として経営され、普通の行政官庁と同じ組織をとる。この行政組織は、行政事務をとるには都合がよいが、経済活動を担当する組織としては、不適當といわれる。これは命令し監督する組織で、中央集権的であり、敏活より確実を要求し、したがって機動的積極的な創意を発揮してゆくことのできない組織になっている。

* 高宮晋氏（前掲書 111 頁）は、特別会計制または独立採算制について次のごとく述べている。

「独立採算制は、収支適合の原則、資本の自己調達、利益金の自己処分という 3 つの原則をもっている。私企業ではおのずから独立採算制が実現されているが、表面にでるのは利潤性である。むしろ最大利潤獲得の結果として、独立採算制が生ずるものといえよう。しかるに公企業の独立採算制は、意識的人為的につくり上げられ、それが直接にクローズアップされる。その直接の課題は、経営活動そのものを全面的に価値的に正しく把握し、計算することである。営利原則のかわりに費用補償の原則をもつてし、利潤は独立採算の結果としてあたえられる。」

なおこの制度では、一般財政からの離脱が多少とも次の諸点について行われる。

- (1) 企業的な資本確立の原則に応じ、資本金または基金が確立される。
- (2) 官公事業は資金操作上議会の承認を要するが、この点で弾力的な資金操作の可能な機構をつくり、臨時的な資金調達を可能にする。
- (3) 現金操作を自由にし、保有金銭の処理を能率的にする。
- (4) 経済的な市況に応じ適当な弾力的販売政策をとりうる。
- (5) 収支予算の勘定数字の束縛を弱める。
- (6) 現金主義会計を発生主義会計とし、なるべく複式簿記に改める。

独立公企業は、非従属的公企業の組織上の欠陥をのぞくため、行政機構から独立した企業体となつたものである。しかし営利的私企業体ではなく、企業として独立の形態を意味する。特別法により完全な自治権がみとめられ、行政と経営とが機構的に分離しており、それにともない財務も独立している。形態上 (a) 特殊な公法人形態と (b) 私法人的会社形態とが分けられるが、前者には公社、営団、金庫、公団、公庫などの、国の認めた定款または特別法によるいわゆる公共企業体があり、後者では株式会社形態のがある*。

* 公共企業体は政府出資からなり、役員は政府が任免し、政府の企業的活動を分担遂行する機能をもつが、他面経済事業に適する商事組織をもち、一般行政官庁のもたない経営上の弾力性と、自主性を実現する経営上の自由を保持している。株式会社形態の場合は、形態上、公企業の事業として要求される公共的利益という面で、望ましい方向に向つて利用されるという保

証がないので、国家や公共団体が一部出資し、私企業形態で公企業を営むところの、後述する公私協同企業と同一性質のものとなる。

林業における公企業は、国有林および公有林についてみられる。国有林は純粋行政経営であつたのが、昭和 22 年 4 月、国有林野事業特別会計制度の実施にともない、非従属公企業に移行した。都道府県有林や市町村有林などは多く純粋行政経営で、若干の非従属公企業がある。

第 2. 林業における公企業の意義

林業では少なくともその森林の一部を、公企業、それも国営企業としている国が多いが、その理由には、時代により国により重点の置かれ方がちがつている。しかし だいたい 次のような理由が要約されよう。歴史的事情（リーフマン）財政上の必要（収入の増加）公益助長（国土保安、風致維持、学術参考など）産業功長（不経済林開発、林産物需要産業への供給増加）社会化（国有国営）などがこれである。

（注）一方公企業を批判するものも、あとを絶たない。その理由としては、私企業の発展を抑圧するとか、さらに歴史的に農民の生活向上を阻止するとか、独占企業としての各種の弊害を示すとかなどいろいろ挙げられるが、とくに従来強調されてきたのは、純粋行政経営の場合、事業が非経済的非能率的欠点を示すという点にある。公企業は、法令と予算にしたがつて管理されるから、経営は勢い硬化して敏速な活動ができなくなる一方、組織が過大となりやすい。かつ官公吏は、その身分を保証されて事業の盛衰に対し、直接の利害がうすいので、移動が頻繁なために、管理への努力が不十分となり、また事業遂行上で統一性を欠きやすく、その結果一般に私企業に比し、能率の低下をきたすといわれる。特に欧州の産業の歴史から概観すると、初期資本主義の段階、重商主義政策における産業保護育成政策の中で、国有企業は重要な企業形態として存在した。ついで資本主義は産業革命を経て産業資本主義の段階にはいつたが、自由主義経済学派の影響が大きくなり、自由放任の経済組織となり、重商主義的国家干渉による産業保護育成の政策は、広く打破された。この時代独逸でも森林の公企業に対し、企業を自由に放任し、自由に営利活動を行わせることが、国富を大ならしめるゆえんであるとして、公企業を否定する論者が多く、とくに独逸で大面積の国有林を売却したことがあつた。その結果売却森林は、木材企業による大量濫伐のため、森林荒廃、風水害、その他の被害の激増をきたし、そのためのちに再び国家による買戻しが行われた。また米国でも従来企業を主体とせる結果荒廃地が増加し、独占資本主義の時代にはいつて今次戦争前から、国有林地の獲得拡張と、造林事業の促進につとめている。

今日、林業における公企業存在の主要な理由は、それが国民経済の発展および安定のために必要だといふにある。またその必要な限度において存在の意義をもつものとされよう。この理由を多少くわしくいえば、次のごとくに考えられる。

(1) 林産物供給上の必要

国民経済の発展に伴う林産物の需要増加の速度は顕著であるが、一方林業生産の速度は、過去の事実よりみても、これに應じきれない。その結果、国内の森林蓄積は、量質ともに低下し、その生産力は減少傾向にある。将来の諸産業の発達を考えると、木材需要の質には若干の変化が起るかも知れないが、需要量自体の自然減少は考えられず、やはり増加の傾向を迎るとみられる。その場合、他産業の生産力増加に歩調を合わせられない林業の低生産力は、他産業の発達をも妨げうるし、それ自体産業機構の空隙をなす。これに対応して林業の生産力を向上させるには、とくに奥地森林地帯（いわゆる不経済林が多い）の、将来の需要増加に対応して今からの合理的経営を行う必要がある。これは現在の需要価格に応じて費用を投じてゆく私有林業では、巨額にして長期にわたる資本投下とその利子負担のために、とうてい実行され難

い。これを直接かつ合目的に行いうる手段が、国有林経営である。

(2) 林業経営では、ビグーのいわゆる社会的限界純生産物と、私的限界純生産物とが一致しない結果をもたらす場合が少なくない。これは生産の結果が個人としては利益だが、社会的にみればそれほど利益ではなく、かえって損失となるような場合を意味する。たとえば保安機能の大きい森林地帯で、収穫を増加することは、その経営にとり有利であつても、濫伐の結果下流域に水害を生ずるがごときである。このような性質の森林は、とくに水源地帯や荒廃しやすい基岩の地帯に広くみられるところである。したがって、かかる地帯の森林に対しては、このような地方経済への影響をも考慮した経営方法をとらうる公企業の意義が認められる。

(3) 資本主義が独占段階へ成熟するにつれ、生産過剰と慢性的な失業を生ずる。わが国ではまだ資本不足が一般的であるが、米国その他諸外国でのこのような現象は、またわが国にも波及して不況を生ずる。このような現状および将来のもつとひどい状況に対処して、つねに生産力の展開をはかつてゆくため公共投資が必要とされるが、そのため公企業が重要視されてきた。この意味で林業においても、公共投資を行うことにより、山村ひいてはその後の長い加工過程において雇傭を増加する一方、林業生産力の増加をはかることにより、将来も継続してこのような拡大再生産の過程をくりかえす機能を発揮しうる公企業の存在が尊重される。またこの公企業では林業生産での雇傭をただちに増加しなくても、その供給量と価格を調節することにより、地方の木材加工業の維持と雇傭の増加や安定もはかりうる。

(注) この(3)項は独占的弊害をこの公企業により排除する一方、地方の経済をある程度調節する機能をも発揮しうることを意味している。その他時期により必要とあれば、財政収入の増収をも考えることができるわけである。その場合は(国家)独占利潤を生ずる。またこれらの機能を発揮するには公企業の経営が、平時供給量にある程度ゆとりをもつ必要も考えられる。これに関連して戦前重視された大材生産の機能は、今日ほとんど無視されているようであるが、各種の林業経営において必要とされる予備林を大材生産林の形で公企業的規模において維持し、特殊用途に供給することは、このような大材の蓄積が今日非常に減少してきているところから、一考の余地があると思う。しかし当面のごとく雇傭の増加に汲々としている際には、短期的にはこのような手段を見直す余裕を生じないかも知れない。

もとよりこれらの点については、私企業形態でも、国家の監督あるいは経済助成などの施策により、ある程度その解決をはかることも、不可能ではない。現行森林法に規定されている保安林制度、森林計画制度、技術普及や各種補助金の制度などは、あきらかにそのあらわれである。また経済的立地条件にめぐまれた地帯の私有林は、自らそれぞれの経済目標を追及しながら、多少は進んで将来の林産物の需要増加に対処する方法をとることにより、上に述べた国民経済上の要求にも応じうるであろう。

しかし、このような場合でも、公企業を併置し、これが解決を促進するのがより確実な途であることは、否定できない。直接目的とするところを、自ら能率的に達成しうるからである。とくに資本を多額に要し、相当長期にわたる損失もしくは費用補償経営が、国民経済の現在や将来のため、必要と認められる場合そうである。また小規模の経営では、収益が小さくひいては経営が粗放に流れるところでも、林道設備、機械利用、管理および技術などにつき、大規模経営の利益を発揮し、能率的な経営を行うことにより、生産力を高め、供給量を増加してゆける地域が、非常に広いことも考えられる。このような地域では、公企業がその資本力により、長所を発揮しうる。

また普通に考えて、公企業のもつ経営の非弾力性という欠点も、林業の場合は、他産業の場合ほど顕著

にあらわれない。なんとなら林業経営においては、実物資本を維持しつつ、生産力の向上をはかるのが必要であるが、とくに公企業では実物資本と生産力とを併行して維持改良してゆく必要があり、この点での管理組織の運営には、特別の臨機応変性を要せず、さらにその組織については、公企業でも多分にその合理化をはかりうる筈だからである。この点あまりに企業的な運営は、かえつて危険をとまないやすい。

(注) 公企業の私企業に比較しての経営経済上の利点は、後述する大規模生産の利益と、企業者が国家であることの特別利益より生ずる。このあとの点については、低利での資本調達力が著しく大きいこと、国家や公共団体の注文につき事実上優先権をもちうること、地代支払、公租公課負担の必要がなく、あつてもその額は小さいことなどが挙げられよう。また純粋行政経営において、職員給料が一般会計からまかなわれることにより、経営費用の負担を軽減することがある。

しかし、公企業も、それが存在することによつて、存在しない場合よりも、国民経済に対しより大きな利益を与える場合に、その存在の理由をもつ。したがつてこの点については、公企業であるだけに、つねに配慮と反省とを必要としよう。その中には、やはり公企業につねにつきまとう問題と、そのときどきの社会経済情勢に応じ若干変化する問題とが、考えられる*。

* たとえば、次の諸点が挙げられる。

(1) 官吏の性格 リーフマンも「公企業は私企業精神を、容易に麻痺させ、また各人も万事を国家および公衆から期待するの習慣におちいり、自力敢行をやめて、小額かつ確実所得の役人たることを選ぶにいたる。……それは向後の(国民経済)の文化的進歩を全く助けない」とて、その過生をいましめているが、ここに示される官吏の性格が、往々にして消費経済的であり、生産経済的でないことは、注意してよいであろう。これは財政原則に裏付けされた行政組織から生れる性格だといえるが、その結果として、分配には関心をもつが、生産とくに資本主義的生産について理解せず、極端な場合は営利といえただちにこれを否定する態度をも生ずる。それは官吏として能率的生産のための真の刺戟に欠けやすいからである。

(2) 土地政策 国民経済を通ずる土地の経済的利用の上で、公企業用林地は部分的ではあるが、つねに農地や放牧地の拡張要求に面する。国土面積に対する耕地の比率が低く、一般に農業経営の過度集約と過剰人口の現象が存するところから、耕地拡張の要求は、国民経済構造に特殊な変化のおこらぬ限り永続的とみられる。また一般的にいつて、農業生産の方が林業生産よりも、同一面積からの人口扶養力の大きいのは事実である(この場合採草地などの面積もいれる必要がある)。したがつて、経済的立地が長期的に農業生産に適し、かつ生産者が開墾およびその後の低収益の時期を維持しうる資本の裏付けと能力をもつ場合は、公企業用地であつても、特別の経営目的のないかぎりその開放を認めさせる根拠がある。またこのような経済的立地は、交通条件の変化および農業技術の発達により、少しずつ拡大されつつあることも認められる。しかし一方、このような確実な基礎に立たぬ開放要求も非常に多いであろうし、その間の区別は、慎重を要する問題である。ただし放牧のための土地要求は、その生産力が必ずしも林業生産に及ばぬことがある。この場合林業の生産力は、単に有機的生産の過程だけでなく、その林産物の加工生産過程での雇傭や所得の増加の過程もあわせて考慮し、一方放牧のそれも、えられる畜産物の加工過程はもちろん、農業経営への影響をも考えて価値の計算をし、比較する必要がある。耕地の場合も同様である。

(3) 雇傭問題 公企業の方が私企業の場合よりも、地元労働者の全体としての賃金所得が大きくかつ安定することが望ましいのは、いうまでもない。前章第1節表式(8)においてAの量が多いことが望ましいわけだが、そのためには W' を大きくするか、 Pm' を小さくする必要を生ずる。しかし林業生産では幸いにして Pm' の主たる部分は、搬出設備、貯木場、

建築物など、それ自体主として労働の産物であり、これらの施設を改善することが、結果として生産物たる W_t の価を大きくすることとなる。しかし問題は、 A の増加要求が往々にして維持すべき生産資本財たる P_m への食い込みを生じやすいことである。公企業の意図するところは P_m を生産力の高いものにすることによつて、ひきつづき P_{m+1} を大ならしめ、ひいて A の増加安定をはかるにある。

(4) 林産物市場への対応 公企業は市場の健全な発達を促がし、一方民有林産物の利益を阻止しないことが望ましい。公企業の木材供給力は大きく、需要および価格にかなりの作用を及ぼす可能性があるから、その価格調整力を一般林業および木材産業の発達のために行使するのは妥当と考えられる。公企業のもつ経済的独占力は、このようにして公企業的意味で行使さるべく、私企業的な意味で用いらるべきではない。

(5) 実物資本の維持 今日国有林経営で行われているごとく、企業会計制度をとり、経営における価値循環の過程をできるだけ確実にとらえるよう努めるのは、合理的な経営をすすめるゆえんであろう。しかし簿記の方法がどうしても固定的となる結果そこから得られる価値数字が、現実とはほど遠い姿を示すことになるおそれも大きい。したがつて、物量的な数字が従来どおり尊重さるべく、とくに実物資本なかんずく林木蓄積の内容については、つねに検討を必要としよう。しかしてその生産力をつねに高めるような資本の維持につき、一段の工夫を必要としよう。

第 3. 公企業を妥当とする森林の性質

公企業で経営されている森林は、歴史的な成立事情をもっており、したがつていろいろな性質の部分と併有しているから、その理解の仕方は時代の社会経済事情の推移によつても、重点の置かれかたが変りうる。その意味理解については、今後にもなお付加されるものがあろう。しかしここでは上乗述べたところから、現経済組織下において、公企業で経営するのを妥当と考えられる森林の種類につき、私見を述べる。なお前第 2 項では、主として国有林について記述したが、ここでは公有林もあわせた形で述べる。

(1) 本質上公企業に属せしむべきもの

- (a) 公益上維持する必要がある森林 各種保安林、風致林、都市水源林など
- (b) 私企業では合理的経営の期待されない森林 奥地不経済林およびこれに近いもの
- (c) 林業の発達を助長促進する森林 模範林、試験林、学術参考林など
- (d) 公共利益上、個人利用でなく社会的な利用を可とする森林 入会林野など

(2) 国家や地方公共団体自体の必要によるもの

財政収入上必要のある森林

(3) 公企業を併置する必要があるもの

(a) 林産物の需給調節に必要な森林

国民経済、世界経済が需要するが、価格および生産費の関係上、私企業では生産され難いところの、世界的に減少傾向にある貴重材や大径材の生産林*

普通材の生産林でも、地方産業の構造を維持し、雇傭を継続する上から公企業を可とするものがある。

(b) 社会政策上必要な森林

純山村地帯の住民の所得の維持増加をはかるため、公企業を可とするもの

(c) 国民経済の需要増加に対応し、速やかに資本投下を必要とする地帯の森林**

* **とくに大材生産を、今日の国有林経営の一つの目標とすることについては、懐疑的な人が多いと思う。将来の木材加工技術の発達により、大材は不要となる意見、大材を保有することは生産力とくに雇傭量を減少させるという意見などがこれである。しかし、小径材利用の加工技術が発達してきたのは、大材が少なくなつた結果なのであつて、大材の供給が増加すれば、またその加工技術も発達する可能性がある。また日本人の建築に対する趣味が全く変化しない限り、将来その需要の減ずることは、ほとんど考えられないと思う。また鋼材や強化木など大材の用途を狭めることは考えられるが、しかし価格の関係を考えれば、大材への需要量を減少せしめるところまで進むかどうか疑問である。次に大材生産が雇傭を減少させる可能性のあることは考えられるが、それが具体的に問題になるのは、国有林全体が、大材生産の低雇傭力を問題にする状態にまで生産力が向上したときのことである。まだ広大な低生産力ないし無生産力の地域をもつ今日では、大材生産の生産力は、それらよりはるかに高いと考えてよい。かえつてこのような高蓄積の林分を若干たりとも保有することが、将来の国民経済の発展によりよく役立つ可能性もある。

次に(3)の(c)は(1)の(b)に近いように考えられるが、(1)の(b)は奥地林地地帯であり、(3)の(c)はそれよりも交通地位の良好な地帯、したがつて経済的林業地帯をさす。このようなところでも私有の比較的小規模の経営では、資本不足のため粗放経営となるが、設備が十分なら、生産力を高めうるところはありうる。ただし注意すべきは、公企業経営における集約度増進には、私企業経営より早くその限界がくることである。ここでは、綿密丁寧な作業が必ずしも経済的でないことがある。

第4. 林業における公企業の形態

法律上所有関係により、国有林および公有林に分けられるが、簡単にその形態および性質を述べる。

(1) 国有林

国が所有経営する森林、および国が林地を所有し、官民協同で施業する部分林をいう。国有林野法にいう国の収益財産として、農林大臣の管理に属するいわゆる狭義の国有林と、国有林野法の適用を受けない、各省用地の森林であるところの学校演習林、刑務所用地、鉄道保護林などがある。後者は多く経済的経営を行わず、いわゆる公営造物とみられる。これは生産収益自体が目的でなく、不足経営であり、全体実費が国家から支弁される性質の事業をいう。なお旧法では、皇室財産たる御料林を区別していたが、昭和22年4月、それまで北海道庁所管であつた道有林の一部とともに、農林省所管の国有林に統一された。狭義の国有林の成立は明治維新の際、旧幕府領と旧藩領の森林の奉還と、社寺領森林の上地によるもので、徳川時代に御林、御立山、御直山、奥山、遠山などとよばれたものである。

(注) 狭義の国有林は、行政財産中の企業用財産と普通財産とに分けられる。企業用財産とは、国の企業またはその企業に従事する職員の用に供し、または供すると決定したもので、従来の営林財産=要存置国有林野に当り、国有林経営の生産手段となる。普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいい、従前の不要存置国有林野に当る。

この狭義の国有林野は、全林野面積の34%、全森林蓄積の43%を占め、その経営成果が国民経済に及ぼす影響は大きい。「その存在により、できるだけ公共の福祉に貢献し、一方経済的運営により、できるだけ冗費を省き、経営の健全な発達を図らねばならない。」この趣旨から、昭和22年独立採算制がとられることになった。その管理機関は整備し、農林省外局たる林野庁が、農林大臣の命令の下に、経営指揮の実務を総括し、これを中央機関として、地方の監督(営林局)執行(営林署)の系統機関がある。

(2) 公有林

地方公共団体に属する都道府県有林、市町村有林、部落有林などがある。これらは、徳川時代、村山、村持山、村受山などとよばれていたもので、維新後土地の整理分合により、主として町村有林、部落有林に移り、その後も整理分合が行われてきた。

これらの公有林のうち、都道府県有林や市町村有林では管理組織も整備し、公企業の性質を示すものもある。その場合多くは、純粹行政経営で、一部に非従属的公企業の形態のものもある。市町村有林の一部および部落有林のかかなりの部分は、自然物の自給採取が主で、公企業とも称せられぬものが多い。そのようなところは、林野が農業の外圍として、農民の家計充足経済的な原理ないし生業の原理にしたがつて取り扱われるか、部落協同主義が部落民相互を牽制し、林野面積に余裕があつても資本投下が行われぬことがある。しかし中には、地上権を設定し、部落民に分割貸付けして造林する場合、および部落民が共同で造林し、その収益は部落限りの公共事業に供される場合、さらに進んで部落または町村中心の森林生産組合に移行することがある。後者の場合は経営組織がととのえられる。

第9節 公私協同企業

国または公共団体と私人とが、資本的に協同し、経営も協同で行うものである。おおむね国や公共団体が出資と経営指揮にあたる。指揮を行う趣旨は、公益のため利潤を制限するにある。顕著な例は、1926年オーストリアの国有林をドイツの経済私法人とし株式会社形態により経営したもの、およびわが国戦前の朝鮮林業開発株式会社や昭和年代に設置された樺太開発株式会社が挙げられる。この組織により、国家の資本を利用する一方、民間人の練達を利用し、政府事業の低能率をさけつつ、利潤の制限と公共の利益をはかろうとするわけである。なおこの形態は、政府の企業支配の性質からいうと、前述の私法的形態の独立公企業である。

第IV章 林業経営の属性にもとづく諸形態

第1節 分類の基礎

理解に便ならしむるため、いま一人の企業者が、会社形態で林業経営を行うべく決意したとする。その企業者は資本市場で資本をあつめ、したがつて多数の出資者と社債発行による他人資本を得、株式会社を設立し協力者を使つて土地および森林を求めるとする。幸いにして大面積の林地とその上の林木蓄積が借り入れられたら、経営を指揮してできるだけ利潤が大きくなるように、経営の組織をととのえ、生産計画を樹立し、林道を設備し、機械などを賃借りし、雇傭労働を用いて生産事業を行う。しかして売上高のなかから管理費、労賃、地代および林木蓄積の賃料、機械の賃料、林道の減価償却費、他人資本利子を支払い、剰余金たる総利潤のなかから出資者へ配当金を分配し、一部を積み立て、残額を企業者利潤として取得する。この場合、林木蓄積の借り入れが存しないというのなら、それを購入したとしてよい。その場合は当初の資本額がふえ、林木蓄積の賃料が不要となる一方、他人資本利子の支払額や配当金が増加することとなる。

このような経営形態は、歴史的な経済形態として商品生産を行う資本家的生産の形態であり、その経済的目標からいえば、利潤を追求する営利経済的形態であり、さらに企業形態としてみれば、私企業のうち

の多数集団企業に属するが、協同組合とは異なつたものである。以上の点について、第2章および第3章に述べてきた。

このように経営は、動機、目標、出資、所有、経営指揮などの一連の関係から、その組織および生産の態様にそれぞれ、特徴をもつことになる。もとよりそれは、同一森林構造から出発した場合、必ずしも異なつた姿を示さぬかもしれないが、長期間のうちにはおのずから経営体としての構造にいろいろな相違を生ぜしめる。

ところで本章では、第2章および第3章に述べてきた事項との関係を一応切り離して、経営体およびその運営上に示される主要な性質についてみられる相違点に着眼して、経営形態を分類する。

しかしこの経営の主要な性質すなわち属性とは、取扱いかたによつて多種多様のものがありうる。その場合造林学や森林経理学にみられるがごとく、森林そのものに着眼して、その状態に対し自然的人為的に作用する性質つまり技術上の諸性質から分類することが、従来広く行われている。たとえば樹種、立地のちがいだとか、作業種、更新方法、造林撫育方法、伐期令の相違などが、森林の構造に及ぼす影響は重大である。したがつて、これらも分類の基礎となりうる。

しかし、本論においては経営学の見地からの経営の属性を問題とする。すなわち、森林に作用する技術そのものの性質を取り扱うのではなく、経営のなかにとり入れられ、経営の構造に作用することにより示される経営属性としての性質を問題とするわけである。より具体的にいうと、林業経営体は土地、林木蓄積林道その他の資本財からなる物的組織と、大経営を例にとると管理機関、小経営でも1人の経営者よりなる人的組織という具体的な組織体であり、種子、苗木、自家労働や雇傭労働などが投ぜられて、生産物をうることににより、生産が行われるが、それは同時に生産の過程を通じてつねに価値が流動している資本構成体なのである。すなわち経営体は、価値計算を実際に行うと否とにかかわらず、つねに価値の循環している資本構成体として有機的に把握せられ、またこのように価値循環の有機体と理解することにより、つねに経営体を統一あるものと考えうるのである。すなわち、この意味での統一組織体に作用し、その構造に特徴を示させるところの性質をここでは取り扱う。

ところで、このような意味での経営の属性でも、必ずしもその取り上げかたは一定しないであろう。たとえば、組織や運営の細部にわたり、その性質を追及し分類する方法も考えられるが、おそらくその結果は、林業経営学の主要な部分を論ずることとなる。したがつて、ここに述べる分類法は、それらの属性のうち、とくに林業経営の構造に大きな特徴を与えるとみられるものを選んで、それにもとづいて分類する。

経営は、生産の対象である生産物の種類のほか、その処分、生産および組織の3領域に分けて、その属性を考えうる。これらの3領域は、一応の区分であつてつねに生産経済としての経営に統一されており、したがつてこれらの領域での属性は、経営生産の上にその特徴を示すことにより、意義をもつものである。まず生産物の種類については、経営生産上区分を要する生産形態の種類と、その生産における特徴を示す。次に処分の領域では、自給、販売、注文の3つの処分方法に対して、生産物の種類やその生産個所の組み合わせに相違を生ずることを述べる。生産領域では、生産技術にもとづく分類のほか、生産財の組み合わせより生ずる特徴を述べる。さらに組織領域では管理組織を中心として見た人的組織の性質と、物的組織に作用する生産の継続性（資本維持の程度）に関して分類する。しかしてこれらの分類を行う基礎は一繰り返していうと—単に物的組織などの構造を述べるのではなくて、資本および損益の発生より生

ずる価値循環体としての、林業経営の性質を理解するにある。

第2節 生産物の種類による分類

生産物の種類が、生産期間や生産方法に相違を生ぜしめることを述べる。

林業経営の生産物には、保安作用というサービスが付随しうが、経営経済としては林産物が直接の対象物となる。この林産物は、林木一木材を主とし、普通若干の副産物を伴うほか、ときに特殊林産物などを主とすることがある。したがって、林業経営がその有機的生産の過程で取り扱う用途別林木一木材の種類としては次の程度の分類で足りよう。

- (1) 用材生産
 - (イ) 工芸用材
 - (ロ) 繊維用材
- (2) 薪材生産
- (3) 木材以外の林産物（特殊林産物）生産
- (4) 各種林産物の混合生産
- (5) 林産物とその他との混合生産

これらの種類は、生産方法にそれぞれ特徴をあたえ、森林の構造にもいろいろの型をもたらす。用材生産経営は、多く造林事業から始められ、かつ生産期間（伐期令）が長いので、資本の投下量および経営への固定度が大きくなる。つぎの薪材生産形態にくらべ土地生産力—単位面積あたりの生産量—が大きく、かつ収益に応じてある程度費用の調節が可能で、土地面積当りの純収益額を大きくできるから、林木の市場生産が一般的となるにつれ、経営に広く採用されるようになってきた。

用材生産経営中、建築、土木、電柱などの用途にむけられる工芸用材を生産する場合は、おおむね針葉樹、それもスギ、ヒノキ、マツなどが主として選ばれ、その生産期間も他の種類にくらべて高い。それだけに林木蓄積で示される資産額の大きい期間が長く、したがって予備的動機も付加しやすい。枕木、家具用材や合板用材には、広葉樹も用いられるが、その場合の伐期令はさらに高くなる。しかし、広葉樹は針葉樹にくらべ土地生産力が低く、かつ資本によつてこれを向上させうる余地がせまいため、これを主たる生産目標とする経営は少ない。

工芸用材でも坑木生産を目標とする場合は針葉樹、主としてマツ類の伐期令はずつと低くなる。これはパルプ用繊維の生産を主目的とするマツ林の場合も同様であつて、この場合はとくに林木の径級に対する特別の要求がなく、小径材を可とし、かつマツ林の土地生産力最大の時期—材積収穫最多—は、比較的早くくるので生産期間が短くなる。

薪材生産は燃料としての用途の関係上、とくに木炭の生産を目標とする場合は、広葉樹が選ばれる。広葉樹は萌芽更新が容易であり、かつ有利に造林できる樹種に限られ、それも萌芽更新の場合と顕著な土地生産力の差が見られないため、一般に萌芽更新が行われている。需要上薪材としての径級に顕著な要求がなく、一方炭材としては小径材が好まれ、かつ生産期間を延長してもいちじるしい生産量増加が期待されないので、伐期令は漸次低くなる傾向がある。用材生産形態にくらべ、土地生産力が低く、かつこれを資本によつて助長しうる余地がせまく、したがって収益額も低い。しかし、資本ことに貨幣資本をほとんど要せず、生産期間が短く、一定期間での所得回数が多いこと、かつ無機的生産過程と結合した生産形態をとることにより、総所得額を増加させやすいこと、などの性質が、小経営や準経営で好まれうる。

一般に用材林の面積は、薪材林にくらべ漸増の傾向にある。それは、市場生産を行う経営が多くなるにつれ、用材林の方が伐期令は高くても、収益が大きくなる場合が多いからである。そのうちでも造林費がかかっても、資一林木がえられ、成長が早く、同一林令で収穫量が大きく、用途が広く立木価格の高い樹種として、広葉樹よりも針葉樹、なかんずくスギの造林面積が著増しつつある。これについてマツ類、ヒノキ、カラマツが多い。薪材林では、広葉樹のうち炭材に適し、しかも成長の早い樹種が好まれるが、クヌギ、カシ類以外はあまり造林されない。

木材以外の（特殊）林産物としては、竹材、漆、油桐、五倍子、あべまき樹皮、樹脂、樟脳、棕櫚、栗、胡桃、ペカン、櫟、椎茸等々雑多なものがあり、それぞれの生産物に応ずる採取や栽培の方法に個性がつよい。

つぎに林業経営の生産物は、それが単一種類のものに限られることもあるが、多く数種類のものが、総合的に供給されるのが一つの特徴である。その場合生産方法上(1)単一供給を目的とするもの（例、薪炭林）。(2)単一生産の方法をとるが数種の生産物の結合供給となるもの—これは普通の施業方法による用材林がそうで、工芸的用材を主産物とするときでも、間伐材にはパルプ用材や足場丸太など、主伐に当り数種の材種のはか、薪材、樹皮、樹脂なども採取されうる。(3)当初から数種の結合生産を目的とするもの、中林作業や一部の択伐作業の場合は、当初から数種林産物の結合生産を行う。針広混交林作業も同様である。

そのほかでも、天然林では森林の構造上、採取に当り数種の生産物に分けられるのが普通であり、また木材以外の生産物を主目的とする場合でも、アベマキ林のごとく樹皮のほかには薪材も得られることがある。

なお林産物以外との混合生産とは、林業経営内に、採草地、牧野、農地、土石採取地などをあわせ有し、それらでの経営生産をも行う場合である。

第3節 林産物の処分方法による分類

林産物の処分領域における性質の差によつて、生産物の選択、組合せなど経営生産の上に特徴を生ずることを述べる。

処分方法の相違により、生産形態を区分すると、次の3種に分けられる。

- (1) 自 給 生 産
- (2) 市 場 生 産
- (3) 注 文 生 産

自給生産には、自家用の薪材や林野の副産物を家計充足用にし、また農業用の肥料や飼料を自家の農業経営のために得ようとするものである。これらの生産物の土地生産力および価値はともに一般に低いが、生活必需財であり、経営必需財であるので、入会林野の存しない場合はもちろん、存在してもある程度自給生産されることとなる。しかし生産価値が低いので、自家用材備林などのほか、あまり資本を投ぜられず、他の市場生産形態の林野に付随して生産されるもので間に合わせる場合が多い。

次の市場生産の形態は、今日一般的である。国民経済を通ずる各生産段階で、木材は多様の用途をもっている。薪のごとく直ちに消費財となるもののほか、各種消費財の生産過程の各段階で、原料または材料となる生産財として使用される。したがって、各用途における木材の需要事情やその価格は、その時々

変化している。そのため市場生産を行う経営者は、樹種、材種別の木材の需要量や価格に対し、関心をもつようになる。

ところで、林業以外の経営では、個々の生産物の生産期間が短いから、特殊な生産物の価格が騰貴すれば、その種類のもののある程度の生産増加を図ることも可能である。しかし林木の有機的生産の過程でこのような方法をとることはできない。この生産過程そのものが、その時々需要事情の変化と切り離して固定的となるのが、林業経営の一つの特徴である。それだけに造林に当り、将来を予測しての有利な樹種の選択に注意が払われるが、いつたん植栽して成林したら、これを変更することはできない。

それでいて販売に当り、若干林木の価格ひいては収益を増加せしめうるのは、さきに述べた結合供給の性質を利用しうるからである。すなわち林木としては、単一樹種で同一施業が行われていても、採取されるときは材種などで選択の余地があるところから、有利な採材法をとりうるためである。

市場生産にあたり、この林業生産の固定性を、若干たりとも緩和しようとする試みが、行われることがある。とくに大経営や、便利な地域の経営がそうである。交通地位の良好な地域の経営や準経営は、各種の林産物がそれぞれ価格をもつので、その時々有利な価格の産物を供給しうよう、更新の当初からそれを考えた樹種や施業法の結合生産的な選択が好ましくなる。また大経営では、労働の能率を挙げるため、自然的立地条件に適応した林分単位ごとに、単一生産の構造がとられやすいが、経営全体としてみれば、かなり多様な結合生産的構造となりやすい。

注文生産形態になると、当初から生産物の種類がある程度明らかとなる。生産物の需要会社と特殊な関係をもち、特定生産物を供給するために設けられた林業会社がそうである。また一般に規模は小さいが、森林所有者が製炭するために、薪炭林を経営する場合もそうである。この種の経営は、実質的に注文生産を行うもので、市場生産の場合と区別される。もし、市場生産において見られる林業経営内での結合生産を、水平的結合生産というなら、この場合は、生産過程の延長という意味で、垂直的結合生産ということができよう。この種の経営は、林業部門だけが独立した形態をとる場合（単独経営）とさらに第二次の加工生産ないし消費財生産過程と完全に結合した形態（複合経営）の場合とがありうる。そのいずれにせよ関係をもつ生産業には、素材生産、製材、製炭、油脂採取などのほか、パルプ、合板、造船業などがありうる。

自給生産形態では、必要な生産物をできるだけ廉価に生産採取することが、従来一般に行われてきた。林地に余裕のある場合とくにそうで、いわゆる自然物の採取にとどまることも多い。しかし市場生産が広く行われるようになると、林地に価値を生じ、したがって自給生産形態の部分もその影響をうけ、その区域面積が圧縮されるとともに、そこへの投下労働量の価値が考えられるようになる。しかし、原則として、その採取労働の費用が、その生産物の購入価格より低い以上、自給生産が行われよう。

市場生産形態は、今日家計充足経済的形態においても広く採用されるところで、当初林産物の価格への関心から出発しても、その生産を行うに及び、費用との関係も考えられるようになり、所得主義的生産や営利経済的形態に近いものも生ずるようになる。

注文生産形態では、関係会社がパルプ会社などの場合、本来費用が補償されれば成立しうる基礎をもつ。さらに需要産業と結合している場合は、中間利潤の排除はいうまでもなく、資本および組織の相互活用により、生産費の内部節約をもはかりうる。しかしこのあとの場合、結合生産経営のリーダーシップを、いずれの生産業がとるかににより、成果は必ずしも等しくない。一般に異種の経営が原材料の必要か

ら、林業経営を包有する場合は、資本力が大きいから成功しやすいが、林業経営がリーダーシップをとつて、木材業、製材業などを行うことは、インフレーションの時期などに発生しやすいが、加工業の経済に対し無知識のために往々にして失敗している。

第4節 林地の使用目的による分類

林産物の処分方法による分類の延長として、林地の使用目的による分類が、次のごとくに考えられる。

- (1) 社会公共用林地
- (2) 販売生産用林地
- (3) 家計充足用林地
- (4) 経営生産用林地

この分類の基礎に自然的立地条件がつよく作用している。社会公共用とは、林野の所有権や一応の経営権はあつても、保安林、国立公園、保安施設地区、砂防指定地などとして、法律上施業の制限を受け、あるいは入会制度のごとき産物利用上の特殊な慣習のため、実質的に自由な施業が制限される場合の林地をさす。

販売生産用とは、林産物を販売するために生産を行うもので、現在ではもつとも広い森林面積にわたる。ここでは収入をうるのが目的であるから、林業は経済的に合理的な経営を行う契機をもつ。

家計充足用は、主として自家用の新材や林野の副産物を得ようとするもので、家計に必要な量が、購入するよりも容易に入手できるので、農山村地帯の林野の相当面積が、このため保有せられる。部落有林野の多くは、所有部落からみれば、社会公共用の性質のものだが、利用する農家からみれば、この家計充足用か、次の経営生産用に当る。このための林地は、毎年必要な需要量が充足されればよく、したがつて森林の構造や、地方の林産物採取の慣習上からは、必ずしも一定の林地面積を、このため区分する必要もない。

経営生産用は、農地の肥料用草葉、その他の原材料、畜産のための飼料草葉や、養蚕畜産のための薪材などをうる場合をいう。これらの生産物の価値は、農産物や畜産物のそれに含まれ、普通それ自体としては明らかでないが、家計充足用と同じく年間の需要量は、普通の場合はほぼ一定している。

以上のごとき種類の林野は、経営目標にしたがつて、得ようとする産物の種類により、異なつた林地の用途区分と、それぞれの経営方法がとられることとなる。このうち家計充足および経営生産用の林野をあわせて特用林（森林法）、農業用林野（農地調整法）、あるいは普通に農用林などとよぶ。

経営の生産目的にしたがつて、えらばれる樹種、材種などの林木の種類や、林産物の種類は、その地方の自然の土地の条件や、現在の林相によつて制約をうけるが、それでも長い間には、生産目的になるべくそのような種類のものに移つてゆく。すなわち保安林では、森林を社会公共の目的のため、健全に維持するのが第一だから、自然の立地に適した、または適応性のつよい種類の樹種が選ばれ、材種などは副次的なものとなる。販売生産用の場合は、その需要が多く、したがつて収入の大きい種類の樹種材種が選ばれる。また有利な立地に志向しやすい。この場合、林木の販売生産が目的のときは用材林が多くなり、一方薪炭林地帯や自家の労働に平時余裕がある一方収入が少ない状態では、伐期が短かくて製炭加工まで行われる薪材林が多くなる。

経営の組織に当り、家計充足用や経営生産用の林野は、それぞれの必要の程度に応じ、土地利用の種類

や面積が定まつてゆくが、販売用の場合ほど樹種や材種の選択に敏感でない。とくに経営面積に余裕のある場合そうであつて、おおむね立地条件の不良な個所での天然産物を採取するか、あるいは販売生産を行いつつある森林内の結合生産にまつか、の方法がとられる。しかし平時の投下労働量が大きくなるので、あまりに不便な所は選び難い。なお小経営や準経営で、販売、家計、経営生産用の各種需要をあわせて継続的に充足しようとするれば、択伐作業も行われうる。

いずれにせよ経営組織において、これら各種用途林地の合理的な配分を、考える必要がある。家計充足や経営生産用林地は、収益を生み出すわけではないが毎年労働が投ぜられ、一方販売生産用林地は収入があがるが、とくに用材林の場合、労働の投下が間かつ的となる。

第5節 生産技術による分類

林業技術が経営経済に作用する性質によつて、これを区分する。

林業経営において用いられる技術は、有機的技術と無機的技術とに分けられる。有機的技術は、直接生産量や収益を増加するのに役立つ技術、つまり造林撫育などに関する技術である。無機的技術は機械的技術ともいわれ、直接生産量の増加には関係がないが、無機的生産過程での能率をあげ、費用を節約することにより、林業生産の収益を増加するのに間接的に役立つ技術、たとえば伐木造材、集運材、製炭製材や林道敷設などに関する技術をいう。なお間伐や択伐の技術は、それ自体無機的技術であるが、残存林分の成長促進に役立つ意味で、除伐の技術などと同様に、有機的技術でもある。

技術が経営に対し経済的に作用する点から、その主要な性質により区分すると、次の3種となる。

- (1) 土地利用技術
- (2) 労働利用技術
- (3) 資本利用技術

土地利用技術とは、土地の自然の生産力に主として依存する技術をいう。奥地天然林を伐採し、跡地の天然更新を行う技術などは、これである。労働利用技術とは、林業生産に関する技術のほとんどがそうだといえるが、生産力の向上を主として労働投下にまつ種類の技術である。造林撫育などの技術を個々に見れば、この労働利用技術である。資本利用技術とは、機械、装置、設備など資本財の生産力に依存する技術であつて、一般に原始産業部門は工業部門にくらべ、このような技術の導入がおくれている。人工の設備として、林道が挙げられよう。しかし、林業経営に設備される林木蓄積は、資本財であり、それ自体一種の装置、設備と考えられる。事実林業経営の生産力は、林木蓄積の生産力によつて定まり、労働は、林木蓄積の自然の活動を調整助長するものと考えられる。その意味で、林業経営において、組織的計画的に用いられる技術は、資本利用技術だといえよう。すなわち作業種、林分種、伐期令などに関する技術が、資本利用に関する技術である。ただし工業経営における機械や装置とことなり、林木蓄積の生産力はやはり土地と結合し土地から発するものであり、したがつて土地の生産力に規制され、限界が速やかになる。

技術のこのような3種の区分は、相対的なものであつて、主として用いる生産要素の種類により分けたのであるから、比較する対象の如何により、その技術の特徴づけが多少ちがつてくる。たとえば林業技術を工業技術と比較すると、土地利用技術としての性質が顕著であり、また農業技術にくらべると土地利用技術であるとともに、資本利用技術の性質がつよい。また林業技術のうちでも有機的技術は無機的技術にくらべ、土地および林木蓄積資本の利用度が高く、労働および機械資本などの利用度が低い。

同様に、同じく有機的生産技術のうちでも、相対的に技術の性質を区分することができよう。まず、樹種はそれぞれ経済的な林業生産の枠のうちに、適当な技術体系をもっている。もちろんその幅も、樹種により広狭が考えられる。たとえば、広葉樹の生産は土地利用的であり、針葉樹の生産は労働および資本利用的である。しかし針葉樹を特用樹種とくらべると、前者は資本利用的、後者は労働利用的といえよう。また針葉樹のうちでも、天然更新の容易なマツ類やモミは土地利用的なことが多く、人工更新の一般的なスギ、ヒノキは労働および資本利用的であろう。さらにスギとヒノキを比較すると、後者の伐期令が一般に長いところから、前者の労働利用的なのに対し、後者は資本利用的といえる。

つぎに立地条件は、技術の性質を変化せしめうる。奥地の不便なところや土地のやせたところでは、労働や資本を増投しても、収益をあまり大きくできないから、土地利用的技術が行われやすい。ただしその場合経営に資本力があると、林道などを設備して生産の条件を改善できるから、もしそうすれば資本利用的技術がはいっているわけである。一方土地のこえたところでは資本利用または労働利用的となりやすく、便利のよいところでは、労働に余裕のあるところから、労働利用的技術がはいりやすい。

同様に更新方法、林分種、作業種、伐期令の選択についても、若干技術の性質を区分できる。天然更新は土地利用的、人工植栽は労働および資本利用的である。林分種で、同一労働投下による人工植栽の場合でも、相対的に見ると針広混交林造成は土地利用的であり、単純針葉樹造林は資本利用的なことが多いであろう。作業種の性質はそれを取り入れる経営の性質によつても相違するので、一概にはいえないが、それでも粗放な択伐作業や前更作業は、土地利用的であり、普通の皆伐一斉造林作業は資本利用的であり、集約な択伐作業や小面積作業は労働利用的となる傾向がある。つまり天然放置の作業は土地利用的で、単木作業や小面積作業は労働利用的、また大面積作業は資本利用的となるわけである。さらに生産期間で、短伐期は労働投下量が大きくなり、労働利用的であり、長伐期は資本としての林木蓄積の生産力に依存するから、資本利用的となる。

つぎに造林作業と撫育作業を対比すると、前者は労働利用的であり、後者は資本利用的だといえよう。けだし前者では労働が集中的に投ぜられるが、後者では成立木としての資本の生産力を助長するため、労働が補助的に用いられるからである。なお造林方法についても、播種や下木植栽は土地利用的で、普通の植栽造林は労働および資本利用的だが、密植造林でさらにその程度がすすむこととなる。

林業経営としては、林業技術のこのような性質をさらに検討し、経営としての目標に応じ、適当な採用とその組合せを考える必要がある。

第6節 生産財の組合せによる分類

林業技術の分類から知られるように、土地、労働、資本の3生産要素を組み合わせ、林業経営を組織運営する場合、生産要素のいずれに重点を置くかにより、経営全体としての構造に相違を生ずることになる。この経営として生ずる特徴により、経営を分類すると、次のようになる。これは、経営の用いうる土地、労働、資本への制約、つまり生産要素中のなにが欠乏しているかにより、区分するものである。

- (1) 土地利用経営
- (2) 労働集約経営
- (3) 資本集約経営

土地利用経営とは、労働および資本をあまり投ぜず、自然の土地の生産力から生じた産物を採取するこ

とき経営をいう。林業経営としては労働と資本の投下量が不足し、非常に粗放な経営である。土地の生産力を高め、生産量を増加する上から、この種の経営が好ましくないのはもちろんであるが、現在も公有林や国有林のうちなどに、粗放施業の相当面積が存することは否まれず、かつこのような部分が経営の相当面積にわたるときは、粗放経営の姿をとる。この種の経営では、結局資本が不足するわけであるが、公有林では農業上の理由など、また奥地林では林木の価格の低いことが、資本投下を阻止する。なお私有林でもこのような経営が存しないわけではなく、また資本の効率的利用の上から、おのずから部分的に粗放施業の個所を生じうる。しかし一般に、私有林経営は交通地位が良好なため、単なる土地利用経営にとどまるものが少ない。

労働集約経営および資本集約経営は、土地利用経営にくらべ、労働や資本の投下量の大きい経営をいう。ここでは土地が不足因子となる。数量的には、単位土地面積あたりの年平均の労働投下量および資本量の価値額で示しうる。したがって、土地利用か、労働集約か、というのは、相対的な比較の上でいえることである。また労働集約か資本集約かも、相対的な問題として考えられる。たとえば同質的林業経営でも、無機的生産過程まで兼営するときは、そうでないときに比して労働集約となるであろうが、さらに林道設備、トラックなどの資本を増投するなら、資本集約にもなる。しかしここでは本来の有機的生産による林業経営にかぎり、問題点を考えてみよう。

普通の林業経営の場合、明らかに区別されるのは、用材林経営が資本集約で、造林撫育作業を行う薪材林経営が労働集約であることである。これは、前者が伐期が長く装備される林木蓄積の価値量が大きくなる一方、後者は短伐期で施業され、労働の繰返し投下の回数が多くなり、林木蓄積量は小となるからである。ただし造林撫育作業を行わない薪材林経営は、土地利用経営にすぎない。

同様にして、用材林経営であつても、労働集約と資本集約とが区別せられることがある。この場合伐期令＝輪伐期が同じならふつう労働も資本も集約度は併行する。すなわち、その際投下される技術が有機的なもので、他の生産条件が同じである以上、労働の集約は資本の集約を伴う。つまり、植栽本数が増加すれば、労働投下量がふえるし、また全体の林木蓄積量もふえることとなる。しかし、伐期令＝輪伐期がちがうと、この併行関係が見られなくなる。同一施業の経営で長伐期と短伐期をくらべると、相対的に前者は労働粗放、資本集約で、後者は労働集約、資本粗放となる。林業経営上にみられるこの性質は、結局生産期間の長短と関係して生ずるものであるが、きわめて重要であり、社会経済事情がこの傾向をゆらすとき、その他の労働利用や資本利用技術と結び合わされて、非常に労働集約的経営の区別を明らかにすることがある。

労働集約的経営は、労働に余裕のある場合、収穫逓減法則に抵抗し、経済的に有利な労働を投下しうるかぎり、労働集約となる傾向をもつ。択伐薪炭林経営、北山台杉林経営、青梅小丸太経営などその類である。なお尾鷲のヒノキ小丸太林経営も、植栽本数が多く、短伐期であり、労働集約経営であるが、資本家的な生産方法がとられている。むしろ労働集約経営の本来の姿は、自家労働を中軸として、これを計画的に投下しうる余裕のある小経営や、準経営においてみられよう。元来林業の有機的生産の過程において、作業労働が投下されるのは、造林以後の十数年であつて、その後は主として林木自体の成長力により林木蓄積の増加をみる。その際労働に余裕があれば、いいかえると相対的に土地が不足していれば――伐期令を引下げて、速やかに土地と労働の報酬たる所得を得ようとする。したがってこの種の経営では、有機的な労働の増投が、収益を増加しうるかぎり、投ぜられてゆくべく、またそこからの所得額が投下労働に対

する労銀総額以上になるかぎり、伐期令は引下げられよう。ここでは、必ずしも所得の最大とか、土地収獲の最大だとかは意図されない。不足している土地の利用頻度を多くすることが、結果において労働集約経営たらしめる。

このような経営にくらべて、資本集約的経営は、経営計算上、その有利となる集約度に一応の限界をもつ。この種の経営は、雇傭労働を主とする大経営に見られるが、費用としての労銀額が損益計算上制約因子となり、理論的には、資本が経営の中心に立つ。ただしこの資本が必ずしも貨幣資本と考えられないことは、既述したが、その場合は資産または実物資本としての林木蓄積が重要視される一方、毎年の損益または収支計算が尊重される。経営の中では、林木蓄積の造成に投ぜられた作業労働の賃金は、苗木代などとともにすでに前払いせられ、投下資本として林木蓄積のうちに固定している。経営はこのような資本とくに資産を維持しながら、毎年——数年ごとでもよいが——費用を投じ、収益をあげてゆく。その場合、経営の経済的形態を度外視し、毎年の損益だけに着目すれば、純収益の最大、現有資本との関係を考えれば利潤率の最大、また投下資本の利廻りを考えると限界効率の最大などが経営組織の目標となるべく、それにしたがって経営のもつ資本の集約度が決められよう。しかし実際には直接資本の生産力との関係が意識されず、その輪伐期の決定に当つては、おおむね材積収獲最多の伐期ないし価値収獲最大の伐期の間、もしくはその前後に落つくことが多いと見られる。普通には、価値収獲最多および森林純収益最多の伐期令が長くなるが、これを採用すれば、資本の集約度はさらに高まることとなる。

しかし林業経営の資本集約度が、さらに大となる場合も考えられる。それによつて第1に、輪伐期を高め、毎年の造林撫育の面積を減じ、従つて雇傭量を減ずれば毎年の出費を減らしう一方、より大きな林木蓄積自体の生産力を利用することができる。第2に、林産物価格は毎年変動するから、装備する蓄積量が大いほど、これに対して有利に対応できるし、とくに老令大径木においてその騰貴率が大い（投機的動機）。第3に家計の不時の必要に一層つよく応じうる。

このような諸理由からして、家計に余裕があればできるだけ資本の集約度を高め、林木蓄積を充実させようとする方向も生じうる。その際資本の利廻りを考えるなら、最低の、いわゆる地方普通利率（国債利子）以上になることが望ましいかも知れないが、もし第2および第3の理由に重点が置かれるものなら、この地方普通利率以下の利廻りとなつても、その資本の集約度は意味をもちうる。しかしこのような傾向がすすめば、それは過度集約であり、資本保有経営とでもいうべき形になるであろう。

（注） このあとの種類の経営の存在は、林業経営がまだ生産経営として自覚されず、つまり資産が尊重せられて、資本の用役が重んぜられないためだといえよう。しかしその経営者にとつては、このような経営の態様も十分に意味をもちうるわけである。また国有林経営において、将来の木材需要の増加率が、林木—木材生産の速度を上まわる見透しなら、局部的にもせよやはり伐期令を高めて、林木蓄積の備蓄量をふやしておき、少しでも長くこれに対応してゆく措置も必要であろう。ただし、伐期を引き下げるのは容易だが、高めるのは困難だからである。もつとも当面の伐期引下げは、今日の供給量確保のためで、将来の生産量増加のためでない点に問題がある。

第7節 管理職能の経営指揮との関係による分類

経営が生産活動を行う上で、これを組織する各部分は、いろいろの任務を果さねばならない。この任務を人に関係づけたものを、職分といい、この職分達成のために要求される諸行為を、職能という。職分は

上から与えられるものであるが、これをその担当者からみた場合を職能という。管理職能とは、経営を組織し、経営指揮者の意志を実行し、また作業労働に伝達し、その実行を監督する職能である。

農業経営では、この管理職能をおおむね経営者が統轄し、家族労働を用いて経営生産を行うが、このような経営形態を自己経営または家族労作経営という。林業経営では、小経営やとくに準経営でこの形態が見られるが、経営規模が大きくなるにつれ、管理労働と作業労働とが分離する。それは作業の性質上、集中的に多量の労働投下を要する場合が多くなる一方、とくに森林の構造の変化をつねに知つて、適切な事業の計画とその実行をはかる上での、管理職能の重要性と仕事量とがふえるからである。しかしてこの場合、外部より労働者を雇傭するようになると、これを雇傭経営という。私有林のうち、小規模経営に普通にみられるところである。

つぎに、経営指揮と管理職能との関係から、次のように分類することができる。

- (1) 直接経営（自己企業）
- (2) 管理経営
- (3) 委託経営
- (4) 信託経営

直接経営は、準経営のほか中小経営にも普通に見られるところで、経営者が管理職能をあわせ行うものである。管理経営は、管理職員を置いて管理職能を行わせるもので、私有林の大中経営、会社経営および公企業などで、一般に行われている。生産森林組合もそうである。私有林で見られる山番、山守、山世話なども一種の管理職能を行うものであるが、しかし普通に管理職員というときは、一つの経営に固定し、したがって固定給をもらう職員をいう。しかして経営規模が大きくなるほど、この職員の数が増加し、国有林経営や会社有林経営になると、専門職能別および地域部門別の分科組織がととのつたいいわゆる管理機関が設けられる。このような管理機関が発達し、経営指揮にしたがい、経営業務の主要な部分を遂行する形態が存するのが、林業経営の一つの特徴である。

委託経営とは、管理職能を経営指揮者が、他の整備した管理機関に委託するもので、森林所有者が、森林より遠くはなれて居住している場合、地元の森林組合に管理を委託する形で行われる。ドイツでは森林官吏に施業を委託する途が開かれていた。なおこの委託経営では、管理は委託するが、経営指揮はこれを森林所有者が行う。

信託経営は信託法にもとづき行われるもので、管理を委託された者は経営指揮をもあわせて行い、信託期間の事業の結果実費を差引き、純収益を森林所有者に送るもので、出資森林組合がこれを行いうこととなつてゐる。したがってこの場合は、森林所有者はその信託期間では管理職能だけでなく、経営指揮をも失ふこととなる。

直接経営では経営指揮と管理が合一し、さらに自己経営＝家族労作経営では作業労働までが一体となるので、経営はすこぶる弾力性に富み、かつ支出をのぞき一切の収入が自己の所得となるので、働きがいのある経営形態である。直接家計と密接に結びつく。家族労働に余裕のある場合、綿密な作業が行われ、雇傭労働ではとうていやれない成果を挙げることがある。しかし往々にして林業に関する十分な知識を欠き、また資本や労働に余裕のない場合は、いわゆる土地利用経営の形態を脱しきれないことがある。それでも一般には、労働集約的経営となる契機をもつ。しかし経営規模が大きくなり、所有地が漸次遠隔地に分散するようになると、家族労作を行いうる部分が制限され、単なる直接経営となり、作業労働は雇傭を

主とする形態となる。さらに雇傭労働の賃銀額に影響されて、その労働集約度は家族労作経営の場合ほどのびなくなる。それでも経営生産の弾力性は、経営指揮と管理が合一しているだけに、比較的大きく、その際毎年の事業量を左右するのは、主として林産物の価格と家計の事情である。これらの事情は、経営の資本集約度を左右しやすい。なおこの種の経営は、生産に弾力性があるだけに、当面の経済事情に左右されて、たちまち資本維持が困難となることがある。「山はできるだけ伐らずにおけ」という種類の家訓が存するゆえんである。

直接経営でも、所有地がいちじるしく分散するようになると、その付近に山番や山世話などを委嘱し、森林保護などの一部の管理職能を行わせるようになる。これらの山番などは漸次森林の施業にも関心をもつようになり、各種の作業の必要な時期に、そのことを経営者に通知連絡し、また往々にしてこの作業の実行や監督を自ら担当する形態も生ずる。このようになると、森林は改善され、その生産力はすすむが、経営者のもつ経営指揮の弾力性は漸次制約をうけることとなる。すなわち森林の構造に應ずる合理的施業が行われやすく、したがって資本集約度はすすむが、収益についての自由さが失われてゆきやすい。

管理経営になると、家計との関係が稀薄となるか、全く遮断されるが、つねに管理職員の固定給が経営負担となる。経営者は毎年の事業計画を立て、その指揮に当るが、少なくとも自己の必要な所得と管理職員の給料とは（租税公課などもふくめ）、収入の中から取得しよう、また管理職員を能率的に働かしよう、計画する必要がある。したがって、毎年の事業に、ある程度の継続性と均等性があらわれる。また不況時の収入減少を予想しての予備林制度なども必要となる。管理職員がふえ、専門分化し、管理機関が大きくなるにつれ、経営はますます組織化され、事業量も毎年固定的となつてゆく。ここでは直接経営や家族労作経営にみられるような綿密な森林作業にもとづく労働集約度の増進は、不経済である。組織的な生産方法がとられ、事業個所の選択についても計画的となり、また大量の作業労働を一時に雇傭して能率的に作業させる作業組織が重んぜられる。すなわち生産技術も全く手工業的で綿密な職人的技術から、個々にはある程度の粗放さをみとむべき大量生産的技術に移つてゆく。この場合経営生産の成果は、個々の労働者の熟練度も問題ではあるが、その地方社会における林業労働者の一般的技術水準に、依存するところが大きくなる。

委託経営や信託経営は、林業経営が土地に固定され、移動できないところから、必然的に生ずるわけである。

第8節 生産の継続性による分類

林業経営は他の産業経営とことなり、収穫物の増減が、実物資本すなわち林木蓄積の増減と、密接な負の相関関係をもっている。林木蓄積の成長量にもとづく正常な生産量は、短期間ではほとんど変化しないが、収穫量を一時的に増加するのは容易であり、しかもその場合は直ちに実物資本の減少が生ずる。しかしてこの実物資本は、物理的にまたは価値的に、より大きい生産力を示す構造が考えられ、すでにその構造に到達しているときに、もしその構造を破壊すると、長くもとの生産力にもとらない。したがって林業経営では、実物資本の維持がとくに重要視されるが、これは森林経理学で、いわゆる保続作業と称せられるものであり、ここではこれを生産の継続性という。林業経営では普通の場合、この生産の継続性と資本維持とが、表裏をなしている。

ところでこの生産の継続性は、実は林業経営にかぎらず、あらゆる種類の経営の本質をなすものであ

る。けだし経営とは、ただ一回かぎりの生産のためではなくて、生産の繰り返しすなわち生産の継続を前提として、組織運営されるものだからである。いわゆるゴーイング・コンサーン（継続的事業体）という言葉は、会計学から出た用語であるが、この経営の一つの本質を示している。

しかし、前述のごとく、林業経営の実際において、収穫量が成長量にもとづいて行われなければならないことが、しばしば見られる。否厳密に言えば、成長量とおりに行われることが、ほとんど皆無だといつてよいであろう。またとくに短期間では、収穫量が成長量をいちじるしく上下することがありうる。さらに成長量とおりに収穫してゆくことが、かならずしも生産の継続性を長期的に維持しうるゆえんでない場合も考えられる。しかしこれらの点につき、結局は林木蓄積の構造の分析にまで立ちいたると、それは森林經理学の分野であり、したがってここでは取り上げず、生産の継続性を尺度としてそれをはかる生産の態様を示す経営の種類を挙げると、次のようになる。

- (1) 均衡経営
- (2) 増殖経営
- (3) 過採経営

均衡経営とは、実物資本の生産力が一定に維持せられ、したがって、生産量が継続的に一定であるような方針によつて、運営されている経営をいう。したがって静態経済では、資本額も損益額も継続して一定となる。これは理想的には厳正連年保続作業の場合、したがって法正林経営に当る。そこでは一定の技術水準にもとづく施業林が組織的に組み立てられている。しかし現実には(1)土地条件が一様でないから、同一施業法をとる場合でも、毎年の成長量、ひいては林木蓄積量が一定せず、いわんや生産額や実物資本額は変化的となる。(2)林業技術も長い間には進歩するから、価格条件がかわらなくてもその採用のため、生産量ならびに資本量は変化しうる。(3)林産物価格や費用価格がかわると、それに応じ漸次経営構造がかわるべく、したがって長期的に見れば、この均衡経営は存しえず、次の増殖経営となるのが普通である。しかし、この経営形態はもつとも基本的な形態であつて、漸次変化しうるものだとしても、経営はその時々々の森林の構造や経済条件に即応しながら、なるべくこの形態に近づこうと務めるものである。

増殖経営とは、実物資本の蓄積を増加することにより生産力を高めうる場合に、将来その生産力を高め生産量の増加をはかる方針により、運営されている経営をいう。林業経営における資本増殖の具体的方法としては(1)当面の収穫量を減じ、生産力の高い林木蓄積を保有し、増加させる。(2)森林の全体としての構成には変りがないし、収穫量も減じないが、林木蓄積の撫育上、より集約な技術を投じ、その生産力を高める。(3)ずっと将来での生産力の向上に役立つ方法であるが、生産的に利用されていない土地の存する限り、できるだけこれを造林地化する。(4)林道などの搬出設備を十分に行うことにより、実質的に立木価格を騰貴させ、収益を増加させる一方、労働能率を高めるのに役立つ。などの方法が挙げられるが、増殖過程ではこれらの方法が軽重の順序にしたがつて、結局は、すべて採用されることとなるべく、それらが、計画的に一応達成された暁に、均衡経営の形態となるわけである。いずれにせよ投資の過程であり、これらの諸方法が併行して行われる場合は、毎年の費用は増加し、一方そうでない場合に比べて収益は減少する。したがってその投資事業の規模は、財政や家計から特別の資金供給がないかぎり、おのずから制限されることとなる。

過採経営は、収穫量を増加し、実物資本量への喰込みの明らかな生産方法をとっている経営をいう。したがって経営組織を破壊しつつあるわけで、本来経営の本質に反するもので、好ましくないが、家計の必

要、国家の強制伐採、林業経営への無理解な経営者の態度などによりかえつてしばしば生じうる。すなわちこの形態の生ずる動機はまず経営外部からくる。しかしこの種の経営が一時的にもせよ経営の内部事情から妥当とみられる場合がある。それは (1) 老令過熟の天然林が多く、したがってほとんど成長の期待されない部分を、択伐または皆伐し、生産力のある森林に改造しようとする場合 (2) 生産力のひくい広葉樹天然生林を、生産力の高い針葉樹人工造林地に改造しようとする場合 (3) 経営維持のため予備林を伐採する場合などこれである。ただしこの (1) の場合には収穫量の増加があきらかで、収益もそれに応じていちじるしく増加しうるが一往々将来生産量は維持されても、収益の減少が問題となることがある。このようなときは増殖経営の (3) の方法もあわせて行われる必要がある—この (2) の場合は、収穫量（薪材）はふえるが、純収益は減じ、投資額が大きくなり、結果的に増殖経営ということになる。

以上の経営生産の態様は、各経営にとつて必ずしも固定的なものではなく、長い期間の間に、過採、増殖、均衡の3形態が交替することが考えられる。またこの3形態は相対的なもので、均衡と考える経営での収穫増加は過採であり、また過採された経営で資本増加を図ろうとする過程は、つねに増殖である。しかして歴史的に考えると、この3形態が交替してゆく過程において、きわめて遅々とはしているが、林業経営が社会経済条件の変化、とくに林産物需要と価格の変化に適応して、自らを合理的ならしめ、収益の増加を図ろうとすることが、考えられる。すなわちそれは林業経営が、社会経済条件に、自らを適応してゆく姿である。

しかしこの生産形態の交替してゆく過程において、しばしば問題となるのは過採経営である。その場合の実物資本への喰込みは、往々にして非常に強度に行われうる。ちょうど今次大戦前後にみられた傾向である。ところで一方、林産物の需要量はなかなか減少せず、むしろつねに増加の傾向にあるから、伐期低下により需要増加に応ずる供給を行うのは容易だが、一方経営としては、特別の決意をしなくては、現存林木蓄積を維持しさらに増殖することはなかなか行われ難い。資本増殖をはかるのに比較的容易なのは不生産地の生産地化である。そのため増殖過程でまず見られるのは、伐期令はなかなか旧に復さないが、造林地がふえてゆく現象である。さらにこの過程においても、一時的に資本全体としては増殖しているが、収穫対象林分が減少する結果として、一層伐期を切下げる現象をも生じうる。しかして漸次増殖をはかるが、それがふたたび旧の伐期令に引き上げられるまでに、したがって均衡経営の過程にはいるまでに、ふたたび過採経営に移行することが少なくない。

したがって林業経営では均衡経営の段階に速やかに到達し、かつこれを維持しさらに増殖経営に移行させようとするなら、長期にわたる確固とした経営方針を堅持する必要がある。しかしそのため、外部の経済変動に無関係にただ一定の生産方法をとつてゆくのは、愚かなことである。経営を維持するための最低の収穫量は、毎年供給しなければならぬが、もしそれ以上に生産量の余裕のある場合は、これを好景気のときに増加供給のため保存するのは、林業経営が収益を増加しうる方法なのである。収益が増加すれば、次の林業経営への投資額も増加しうる。

第V章 林業経営の規模および立地にもとづく分類

第I節 分類の趣旨

林業経営の規模および経営立地は、経営を中心として見るかぎり、いずれも経営の属性であり、したが

つて第4章であわせて取り扱うのが妥当である。

しかしこれを1章に分け記述するのは、この2種の属性の説明において、第2ないし第4章に述べてきた諸形態が、どのように関連して考えられるか、を取り扱う趣旨からである。ただし現実の経営では、以下に述べるがごとくには規模や立地に関連して、諸経営形態が必ずしも明瞭に表われていない。しかしこれらの経営形態の性質上、規模や立地に関係づけてあらわれるのが合理的ないし可能性が多いとみられるものを取り上げ、指摘した。したがって一種の試論であり、理論的にもなお検討を要するであろう。

第2節 経営規模による分類

第1. 経営規模の意義および性質

経営規模とは、経営に投入された生産要素中、固定的な設備材（土地を含む）の大きさをいう。しかしこの固定財にはいろいろなものがあり、異種のものはもちろん同種のものでも、経営によつて経営成果への機能の仕方を異にし、またその組合せは経営により区々なため、これを総合して、各経営間で比較することができないので、実際にはかえつて、おおむね簡単な標識を用いて、経営規模を分けている。

林業経営の規模は、土地および固定財の価値額であらわすのが妥当であろう。しかし比較的簡単かつ固定的な標識として、よく経営面積が用いられている。ただし土地面積は比較的確実に求められやすいし、また経営規模を決定する重要な固定財は森林であるが、土地面積はほぼ森林の構造内容に比例すると、考えられるからである。

経営面積を標識として規模を考えると、国有林は平均1経営体あたり23,000町（内地は15,000町）、公有林500町程度で、一方私有林では所有者数が多いため、2.4町弱となる。

私有林の規模別所有者数と面積は、十分明らかではないが、総所有者数420万戸中、5町未満92.6%（面積で38%）、5～50町7%（面積39%）、50町以上0.4%（面積23%）程度といわれる。調査が土地台帳面積にもとづいて行われているため、実測ならもつと大中規模層の戸数や面積の比率が大きくなるであろう。なお戦前の統計数字にくらべて、私有林地の所有規模では、5町以下の規模の面積戸数がともに減じ、漸次大規模層の面積戸数が増加する傾向にあること、すなわち林業でも土地集中の傾向のあることは、すでに指摘されている。

経営面積よりみた経営の規模は、その規模に規制され、あるいはそれに反映する経営の特徴を把握する手掛りとして、重要な意味をもつ。すなわちそれぞれの規模は、生産函数と生産要素ならびに生産物の価格を所与とし、さらに経営に変化的に作用するその他の要因を捨象した場合、経済性の原則にしたがい生産物価格と限界費用の関係からおのずから合理的たろうとする構造内容を示すはずである。さらに現実には、このような理想的な構造に対し、経営目標、企業形態などが作用し、加うるに生産物の種類、処分方法や生産技術などが地方的にまた慣習的に制約をうけ、そこに特徴のある構造を示すこととなる。ここでは、規模別の合理的な構造を説明するのを止め、とくに規模が大きくなる場合と小さい場合の利益を後述する。また、経営に変化的に作用する因子が非常に多様なので、詳細にこれを記述することは困難なため、そのうち、現象的に規模に関連してみとめられる主要な経営の性質を、指摘するにとどめる。

なお経営の規模（土地）をどのように分類するかはしばしば問題となる。一定の土地所有ごとに区分した所有者ならびに面積の比率が、地方の社会経済事情により、異なる性質を示すことは、よく知られている。また同一土地所有規模に属していても、経営構造にかなりの相違の見られることも少なくない。した

がつて一定の面積規模ごとにまとめて、その経営の性質を知ること、林業経済の分野においてはいうまでもなく、林業経営の研究の上からも必要なことである。

しかしこの規模の区分は、今日必ずしも統一されていない。たとえば従来よく用いられるのは、5町未満の所有規模を小林業家、5～50町を中、50町以上を大林業家とするものであるが、そのほか5反未満、0.5～1町、1～5町、5～20町、20～50町、50～100町、それ以上は100町きざみという細かい区分もある。なおドイツでは、農業規模と関係づけて、2ha以下、2～5ha、5～20ha、20～100ha、100～200ha、200～500ha、500～1,000ha、1,000ha以上と区分した統計があるが、これはわが国の2つの区分法の中間にあるものとみられる。

このような区分は、できれば綿密なほどよいとはいってもない。調査の結果必要に応じ、あとで適当に集括することができるからである。しかし一方、この規模の調査目的が実際にはいろいろちがうため、それにもつとも適応する能率的な区分が行われ、そのため往々にして、異なつた規模区分となりうるわけである。

しかし、林業経営の性質をできるだけ正しく把握するため、経営規模の区分を行おうとする場合、とくに注意を要するのは、どの程度の規模から林業の専門経営が可能か、ということである。本来経営は生産の経済単位を意味するから、それ自体の生産の結果として、少なくとも経営主体の家計が維持される程度の規模であることを、前提とする。したがつて、現実が他の産業経営とくに農業経営を兼営していても、いなくても、自己経営さらに家族労作経営の形で、独立の経営を行いうる最小面積が、林業経営の最低規模ということになる。ラインホルトは、一人の専門経営者に年間の生計費を保証し(千RM)、その意志を十分に徹底し、活動せしむるに足る保続的生産の可能な面積を、林業の小経営の規模としている。さらにラインホルトは、管理組織をととのえ、専門的職員により、管理経営を行いうる規模のものを大経営とし、ドイツの場合、小経営の規模が25～100ha、大経営3,000ha以上、しかしてその中間が中経営なりとしている。

このような経営区分は、他の産業経営と同様な区分の基礎に立つものであり、したがつて妥当と考えられる。しかし、林業の場合、いわば農業経営に従属し、独立の林業経営が到底行えない矮小規模のものも少なくないことは、事実である。したがつて、これらの規模は、以上の区分に対し準経営として、必要な性質を取り扱うことができよう。

(注) このように、経営主体および管理組織に区分の基礎をおくことは、経営の性質を正しく理解する上で必要なことであるが、そのように考える結果、その規模は必ずしも、場所により時代により一定しないこととなる。林業経営の生産力は、その経済的立地および林木蓄積の内容により著しくちがつてくるから、これを単に土地面積規模で定めがたいのは当然である。たとえば、きわめて特殊な場合であるが、交通地位が良好で、一町当林木蓄積が100年生1万石という山形県金山のスギ林のごとき場合では、おそらく5町内外の土地面積で小経営が可能であろうし、また都市近郊の立木価格の高い地帯では、5～10町規模の家族労作経営で、家計費の主たる部分をまかない得よう。一方交通地位の不良な所では、1,000町の面積規模でも小経営が行われぬかも知れない。

なお同じドイツでも、デイトリツヒは、保続作業に分類の基礎をおき零細経営2～5ha、小経営5～100ha、中経営100～1,000ha、大経営1,000～2,000ha以上と分け、零細経営は南ドイツなら保続作業の可能性があるが、一般には不可能でありまた小経営も普通は困難で、中経営から保続経営が可能となり、大経営は専門家のいつた管理組織が構成されうるとい

う。ラインホルトの区分の時期とディートリッヒの区分の時期とは相当の開きがあり、また重点を置いた調査地方の相違なども加わり、このようなちがいを生じたものであろう。

ラインホルトの区分を用いると、わが国でも小経営以上の面積が約1,400万町で全林野面積の65%以上を占めることとなる。しかしこの区分だけによることはドイツでも問題があろうし、さらにドイツにくらべ、交通地位の局部的な差がいちじるしく、平野地方、中間地方、奥地地方とで経営事情を非常に異にするわが国で、このような経営規模区分だけで、経営の性質を理解するのには、限度がある。したがってもし経営の性質を知るために規模を分け、または規模を標準にしようとするなら、さらに次のいずれかの方法をとる必要があろう。第1に、規模別に経営構造の特徴を知ろうとするのなら、社会経済事情の比較的類似した地方で、経営構造を個別に調べ、その結果として、性質の類似した構造を示す規模をひとまとめとする。この場合は、結果として性質の異なるに応じて規模を区分するわけであるから、地方ごとに区分の範囲が異なってくる。しかし、この規模区分の範囲が異なる点から、各地方間の同種の性質を示す経営構造についての比較が行いえられることとなる。

第2は、各地方間で共通の規模区分を用いて、経営構造をしらべ、その結果を統計などとして、分類集計できるようにしようとする場合、各地方ごとによりうる規模の変化に応ずる経営の性質の差を、できるだけくわしく理解するためには、規模区分の幅ができるだけせまいのがよいであろう。もし全体統計をとることに重点が置かれ、区分の幅を広げる必要のあるときは、地方の経営の性質により、必要のある場合、1区分の内容をさらに細分して調査する注意が必要となる。

第2. 大規模経営の利益と小規模経営の長所

林業経営でも、規模が拡大するにつれ、利益を生ずることが多い。一般に大経営の利益として考えられるのは、次のごとくである。

(1) 技術的事情 大規模の設備、ことに合理的な林道網の設置、集材運材での機械力の利用、専門的な技術と知識にもとづく管理組織によつての生産の組織および運営の合理化、これらは収益に対する生産費の相対的な節約を可能にする。また資本集約的経営として、資本装備が充実するにつれ林木蓄積自体の価値の高い生産力を利用する一方、労働を節約することができる。

(2) 商事的事情 作業労働の雇傭、種子苗木器具機械の購入、生産物の販売、さらに必要な土地や森林の購入借入などの場合に、有利な条件を確保できる。

(3) 金融的事情 信用が大きいから、敏速かつ割合低い金利で、多額の資金の融通を受けることができる。そのため、一方生産費が安くなるのみならず、経営の必要な拡張改良、原材料の入手や産物の販売などに有利な機会を、えさせるものとなる。

(4) 経済外的事情 未利用林部分の開発、既利用林の集約度促進のための必要な公共道路の敷設、各種団体の利用、補助金の取得、販路の拡張などについて、利益その他の便宜を得やすい。

しかし林業経営では、土地産業として農業経営と同様に、小経営が存続しうる基礎をもつ。その理由として次の点が考えられる。

(1) 小経営は自家労働を相当に投じうるが、これは技術水準が同じなら、雇傭労働よりは質の高いものである。したがって職人的ではあるが、立地の局部的変化に応じた綿密な作業を可能にし、大経営の真似られない程度にまで土地生産力を高め、所得を増加することができる。その基礎は労働集約度が非常に高くなりうることにある。

(2) このような性質の経営は、交通地位の良好な地域において、とくに存在しやすい。なんとなら土地生産力が高いから、高い地代にたえうるからである。

つまり、大経営は、労銀に左右されて、投下労働量は制約され、したがって労働生産力が高まるが、土地生産力はやや落ちる。小経営では自家労働が多投されて、労働生産力は落ちるが、土地生産力が高まり、所得額は増加するわけである。

(3) さらに準経営となると、農業経営などと結合し、農業経営だけの場合に比べて、所得を増加せしめ、さらに家計に予備的なゆとりを生ぜしめる。

しかし、この小経営では、さきほど挙げたような大経営の利益は得られない。とくに弱いのは、経営外部の価格その他経済事情の変化に対しほとんど無力であることである。

第3. 規模別経営の性質

経営の規模が異なるにつれて、合理的な経営生産の態様に多少のちがいが生じうるところから、いままで述べてきた経営目標や企業形態が、それぞれ自己に適応した規模をとる結果、経営の構造および生産の態様に、ある程度の特徴がみられると考えられる。しかし、わが国ではまだこれを実証的に把握しうる資料が得られない。したがってここでは、ドイツの例を参照しながら、考えられる一応の傾向を挙げてみよう。

(1) 準経営 個人の家計充足経済の形態で、それも多く農家経営に従属し、したがってかなりの林野面積が自給生産、とくに経営生産と家計充足用に向けられる。おおむね家族労作的で、労働集約であり、市場生産を行う余裕のある場合は、小面積または単木的な結合生産で、所得回数をできるだけ増加するため、用薪材、特用樹、さらに果樹園芸などの混合生産も行われやすい。このように取引的動機にもとづいて、生産の行われる場合が主であるが、遠隔地に森林を所有するものや商家の所有のときは、予備的動機か投機的動機にあてると、保有されることがある。

(2) 小経営 個人の家計充足経済の形態で、多く農業経営と関係をもつ。森林の構造などにより、必ずしも、毎年収益を上げることはないが、自給生産よりも販売生産用の林野が増加し、市場生産によりできるだけ所得を大きくしようとして、立地に適応した各種林産物の混合生産が行われやすい。したがって、個別の林地は小面積ごとに区画される。用材林および薪材林の面積がふえるが、土地からの収益回数をできるだけ増加しようとして、伐期令は低下しやすい。直接経営で、一般に労働の集約度が高いが、部分的に雇傭労働もと入れられる。おおむね経営面積が数個所に分散してくるので、立地事情に応じ労働の投下量に若干の差を生じてくるが、労働の集約な収穫回数の多い林産物の生産を、便利な地域に、価値の高い林産物の生産をその適当な立地に、というふうに、林地の使用目的と生産物の種類に応ずる配置に合理的な考慮がはらわれるようになる。なおいわゆる薪炭林地域では、単純な薪炭林経営が行われやすいが、優良樹種を増加するための、林分撫育作業も行われるようになり、かつ木炭の結合生産も行われる。

(3) 中経営 所有形態が多様となり、それに応じて経営目標も異なってくる。公有林の比重が大となり、そこでは共同経済の形態がとられるが、他の経営目標と区別のつかない場合も少なくない。たとえば部落有林や町村有林では、地方の農業の影響を受け、生業の原理にしたがい運営されるのも少なくない。利用する農民には、薪材生草などの自給生産用の林野だが、経営としては、注文生産を行う非常に粗放な土地利用経営である。また財政収入の目的で経営される町村有林には、市場生産を行う営利経済的形態と大差のない場合もある。公有林の経営主体は、地方公共団体の長と見られる場合が多いが、部落有林では

直接経営として、作業労働が部落民の共同作業により行われることがあり、一方都道府県有林などでは、管理経営の形態で、もっぱら雇傭労働によるものが多くなる。利用の瀕繁なところは、伐期令が低くなるが、奥地の天然林地帯は、相当長くなる。なお保安林のごとき社会公用地も多くなる。

私有林では家計充足経済的形態の直接経営もあるが、小規模ながら管理組織をつくり、したがってある程度家計の束縛から離脱し、所得主義ないし営利主義に近い形態で、市場生産を行うものも生ずる。皆伐面積作業による用材生産形態が一般的となり、一方自給生産の意義はなくなる。主として取引的動機にもとづく林木蓄積の処理が行われるが、予備的動機および投機的動機による林木蓄積の保有も行われやすい。しかし小経営にくらべ、資本集約的経営形態のものが多くなり、それだけ高伐期の林分を有するものも生ずる。なお会社有林では、管理経営で、取引的動機、投機的動機での収益経営が行われる。したがって特殊な場合をのぞき、用材林が多いが、伐期令は一定しない。なお姉妹会社などのための注文生産を行う場合は、一定の伐期令にもとづく収益経営ないし実費経営が行われるが、なかには予備的動機により、林木蓄積の保有に努める場合もある。

(4) 大経営 主として国有林経営で、一部に公有林、個人有および会社有林経営がある。いずれも管理組織が整備され、管理経営による市場生産が行われる。用材林経営に重点が置かれるが、立地の関係上相当面積の薪材林を伴うのが普通である。一般にやや広い規模の面積作業がすべて雇傭労働により行われ、作業自体は比較的単純かつ組織的となってくる。林木蓄積の処理は取引的動機によるが予備的動機も重視される。それだけに一般に伐期令は高い。なお規模が大きいだけに部分的にもせよ、無機的生産に関する垂直的結合生産を行い、林道敷設などを可能にし、あわせて収入を増加しようとつとめる。また一般に資本集約経営に努力するが、不良立地のところも当然包含されるので、そこでは天然林の土地利用経営が行われるほか、未利用林や社会公用地も少なくない。

なお国有林では費用補償、個人有林では所得主義、会社有林では営利ないし費用補償（注文生産の場合）の原理にもとづく経営が基礎となる。個人有や会社有林では、投機的動機による林木蓄積の処理も、若干行われうる。

第3節 経営の位置の差による分類

林業経営では、都市町村の聚落からの距離の差および市場との距離によつて、個々に林業生産の成立発展の歴史が異なっている。聚落は当初林産物の自給および市場であつたし、今日でも林業生産への費用投下の態様に影響している。林産物市場の状態は、林木価格の高さを支配する。このような関係での長い間の経済的な諸事情の変化に加うるに、その地方の社会的政治的な作用が、林地の便不便によつて異なり、そのため部落の周辺と奥地とでは、生産形態にいちじるしい差を生じてきているのが、いたるところにみられる。この事実から、一地方として、市場や聚落からの距離の遠近により生ずる林業経営の性質の変化を、追究することができる。

ただし現実には、異なつた経営目標により経営生産される林地が、分散交錯するため、必ずしも一様な変化の傾向を示さず、以下に述べる諸傾向の交錯または倒置を示す場合も少なくない。しかしこのような部分の相違は一応捨象して、論をすすめる。

便宜的な分類の仕方だが、林業経営の発達程度および他産業、ことに農業との関係から、森林地帯を区分すると次のごとくなる。

1. 農用林地帯
2. 経済林地帯
 - (1) 労働利用地帯
 - (2) 資本利用地帯
3. 天然林地帯
4. 未利用林地帯

これらの区分にしたがつて、林業経営の所有形態、経営目標、経営方法、などにかかなりの差がみられる。

第1. 農用林地帯

もつとも早くから林業生産が行われ、それも歴史的に、自給（注文）、市場生産の過程を辿り、その際多く地元の農業と密接な関係をもつて推移し、そのため個人所有林が多く、かつ長年にわたる所有の移動のため、一般に林地所有規模が小さく、かつ所有地一筆ごとに細分散している。自己経営が多く、かつとくに準経営が主で、そこでは家計充足の原理にしたがつて、生産が行われる。林産物はとくに農業および家計のための自給と、現金取得源として生産され、したがって、家計充足、経営生産および販売生産用の林野がそれぞれ交錯している。

林地の利用度は高く、林木蓄積も主として内部的および外部的の取引的動機により、取り扱われる。随時労働の利用が可能であり、労働投下の条件がよいので、比較的生産期間の短く所得回数が多い林産物の生産が導入されやすく、特殊林産物、薪材などの生産形態が多い。これらは多収穫が一つの目標となり、それに応じて労働が多投せられる。また肥料なども用いる。用材生産も行われるが伐期令は低く、かつ全体として林産物その他との混合生産の形態で、土地への有効な労働投下量を増加する見地から、林地の利用種類が選択され組み合わせられてゆく。なお土地面積が制約因子であるところから、林木単位の水平的結合生産を行うものがふえてくる（集約択伐作業など）。いわゆる労働集約経営の形態をとり、販売生産用の薪材林では、造林および撫育作業も行われるが、用材林生産については、収益を伴う労働投下の瀬度が減じ、所得回数がへるだけに慎重となる。なお林業生産の歴史が古いだけに、林地が瘠悪化し、マツ林が優勢となる地帯もふえているが、それも坑木やパルプ用材に向けられやすい。管理形態は、家族労作による自己経営および雇傭労働を用いる直接経営が多いが、林産物の価格の高い地域だけに、大中規模の個人経営も進出し、そのようなところでは、管理経営ないし管理人（山番）を置いて、ある程度資本集約的経営を行うものもみられる。便利がよいだけに、一般に資本維持が困難である。その基礎は林産物の価格が高いため、労働集約と結びつくにあるが、その結果は過採経営となりやすい。また農地拡張という農業上の直接要求から、農業の好不況により農地となつたり、林地となつたりしやすい部分を含む。

第2. 経済林地帯

経済的な林業生産が行われる地帯である。これは農用林地帯に近い労働利用度のすすんだ地帯と、その外側の労働よりも資本に依存する程度が、相対的に大きくなる資本利用地帯とに区分される。

1. 労働利用地帯（労働集約林）

農用林地帯の外部に接し、林業生産の歴史も農用林地帯について古い。林地の利用は、入会形態の自給生産にはじまり、その個人への分割はまだ林産物の価値の低い時代に行われ—比較的時代は新しくても—そのため一筆ごとの林地の所有規模はやや大きくなり、中および小規模経営の比率が増加する。自給生産

のための、家計充足や経営生産用の林野も若干あるが、個人経営では市場生産を行う販売生産用の林野が増える。

林業地帯として林産物の価格も高く、したがって有利に労働を投じうるから、家計充足経済的形態でも、経営の経済的目標は、所得主義または営利主義に近くなる。しかし農用林地帯とことなるのは、労働の随時投下に制約を生じ、農閑期など多少时期的にまとめて投ずるのが行いやすくなり、そのため用材林や薪材林が経営しやすくなる。特に農作物の間作や特用樹の栽培では、肥料の運搬投入が困難となるため、粗放となり、その面積も減少する。

自己経営もあるが、直接経営は、雇傭労働を得やすいだけに容易である。また若干の管理経営も存するが、労働および資本ともに集約度がすすむ（比較的低賃銀で雇傭可能）。

用材林および薪炭林とも、一般に取引的動機によつて運営される。経営規模が小さいほどそうである。この取引的動機および労働集約なため、一般に伐期令は低下し、小面積の林分単位の作業が行われる。用材林では、スギ、ヒノキ、マツなどの単純生産が行われるが、工芸用材を主伐の目的物とするときでも、幼令時から坑木、足場丸太、パルプ材への結合供給が、有利に行われる。すなわち小径木の利用が容易なため、造林および撫育作業が行われやすく、それだけ労働集約度もすすむ。つまり、農用林地帯の特用樹では、多収益のための伐期令を前提としての労働集約度の増進もはかれるが、この地帯では、低伐期と収穫回数増加による労働利用がはかられやすい。なお薪材林では、農家の副業製炭の形での（自家）注文生産も行われ、そのようなところでは、矮林択伐作業もなされる。なお家計や農業のための予備的動機による林業生産も存するが、そこでは伐期令が高まる。

一般に伐期令があまり引き下げ得られなくなっている意味で、ほぼ均衡経営が行われているといえる。ただしこの地域も外側になるほど、資本に重点を置く生産形態に移つてゆくが、そのようなところは交通機関の発達につれ、小径材の販路が確保されるため、漸次伐期令が低下し、過採経営の態様を示す傾向がある。しかしそれだけ労働集約度もすすむわけである。

2. 資本利用地帯

労働利用地帯より、漸次移行する。交通の距離がのびるだけに、労銀が実質的に騰貴するので、労働生産力よりは資本の生産力に重点をおく生産形態に移行する。

したがって、自己経営による小経営や準経営は著しく減じ、資本を利用しうる各種の所有形態が生ずる。個人の大中経営、会社有林、および一部国有林や公有林があらわれる。林業生産の開始されたのが、一般に新しく、かつ天然林より移行したものが多く、土地の肥沃度は高いものが多い。土地には余裕があるが林産物の価格がやや低いので、組織的な経営生産の行いえられる管理経営の比重が高くなる。市場への販売生産がほとんど全部で、それぞれの経済目標にしたがう経営が行われる。また局部的には委託経営、信託経営や借地林業も生ずる。

林木蓄積の処理では、取引的動機によるものが主だが、資本の生産力をより多く利用しうる用材の市場生産の面積がふえる。ただし個人有や会社有では、予備的動機や林産物価格の騰貴を期待する投機的動機にもとづく林木蓄積の保有も生ずる。また会社有林では姉妹会社などのための、注文生産も行われる。

この地域は、水源地帯に近くなり、したがって社会公共用林地がふえるが、国有林や公有林ではとくにそうである。なおこの地帯の公有林でも、農家の経営生産や家計充足の需要にあてて入会林野が存する。

用材林では、伐期令の比較的に長い工芸的用材の生産が主となる。労働が粗放なだけに、単純な針葉樹を

主とする生産構造となり、小径材の利用もやや困難なため、比較的広い面積の有機的無機的作業を組織的に行うことにより、収益を得ようとする。面積単位の作業は単純でかつ造林撫育作業もやや粗放となるが、それだけに天然生樹の混生地を生じ、結果として結合供給もはかられる。薪材林もかなり存するが、土地利用経営の形態となり、比較的長伐期となり、林業経営の直営製炭や、または企業製炭が行われる。なお林産物の供給をできるだけ有利にするため、林道敷設や集材機、運搬具などへの投資がすすむ。

予備的動機や投機的動機による林木蓄積の保持がはかられるため、増殖経営の形態もとられるが、交通機関が有利となると、取引的動機が促進され、一時的に過採経営の状態となりうる。

第3. 天然林地帯

まだ正常な林業経営の成立しない地帯である。交通地位が不良で、天然林が多く、採取事業は行われるが、育成的な林業経営は十分に経済的でなく、造林事業は発達しない。したがって、費用補償の原則にもとづく国有林および公有林経営が主体となり、土地利用経営が行われる。しかし一部には、予備的動機や投機的動機による会社の進出もみられないではない。

針広混交の天然林が主で、樹令は高い。市場生産(無機的)により引き合う林産物のみが供給されるが、その種類は比較的単純となる。とくに資本の不足する場合は濫採におちいりやすい。資本の効率を高めることが必要となり、そのためには大面積皆伐作業が合理性をもつが、一方この地帯は概して脊梁山脈の近くに位置し、森林の国土保安作用が重要となつてくるので、択伐作業や小面積皆伐作業も行われる。しかしこの択伐作業も粗放となり、往々にしていわゆる選木択伐におちいりやすい。広葉樹林では用材薪材の結合供給が行われるが、薪材の市場生産は困難で、企業製炭や直営製炭事業が行われる。

このような地帯の林木の生産力はほとんど零だから、採取事業はつねに過採経営となるが、交通機関の発達につれ、少しずつ資本利用地帯に移行し、増殖経営が行われるようになる。

第4. 未利用林地帯

主として国有、一部公有である。人為的交通路がなく。採取事業も行い難い。しかし、歴史的にみて、この地帯の面積はつねに減少しつつある。

このようにみえてくると、林業において交通地位が経営形態および生産構造に、変化をあたえる大きな要因であることが知られる。その如何により、便利な地帯では労働の自発的投下が促進され——必ずしも有機的なものばかりではないが——他の地帯では、資本が主要な林業発達の動力となる。